1.検査項目について

エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、遊戯施設等について建築基準法施行規則に則り、国土交通省告示第283号及び第284号に基づき特定行政庁へ報告すべき検査項目である。

＊平成20年国土交通省告示**第283号；昇降機**の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件
＊平成20年国土交通省告示**第284号；遊戯施設**の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

2.「指摘なし」、「要重点点検」と「要是正」について

<table>
<tr><th>「指摘なし」</th><th>「要重点点検」</th><th>「要是正」</th></tr>
<tr><td rowspan="2">良　　好

＊報告書の特記事項欄に記載すること。</td><td>次回の調査・検査までに「要是正」に至る恐れが高い状態をいう。
(日常の保守点検において重点的に点検し、「要是正」の状態になった時点で速やかに改善すべき状態)</td><td>修理や部品の交換等により是正することが必要な状態をいう。</td></tr>
<tr><td colspan="2">＊検査結果表の特記事項欄に記載し、所有者･管理者へ報告する。</td></tr>
</table>

3.「既存不適格」について

建築基準法は、建築物（又は昇降機等）が建築確認された時点の法令に基づいて建築した建築物（既存建築物）は、その後に定められた法令の規定が及ばない。（A-4ﾍﾟｰｼﾞ）

これが「既存不適格」であり、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものである。

4.「既存不適格」の判定とチェックボックスの記入方法について　　(C-5ページ)

検査報告書（第二面）【6.検査の状況】、【イ.指摘の内容】欄の記入については、検査の結果、是正が必要と判断された項目があるときは、「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを記入するが、1台のエレベーター（又は遊戯施設）で、「要是正あり」が複数ある場合、その全てが建築基準法第３条第２項の適用を受けている場合に限り、「既存不適格」のチェックボックスにレマークを記入する。

1箇所でも適用を受けていない箇所がある場合は、「要是正の指摘あり」のチェックマークを記入する。 その場合「既存不適格」はマークしない。

以　上

主索又は鎖で吊るエレベーター

機械室あり・なしを明確にするため必ずチェックを入れる。

検査結果表

［機械室あり、機械室なし］

（第1第1項第1号に規定する昇降機）

◎　必ず該当あり
○　該当する場合が多い
△　該当しない場合が多い
×　該当しない

		氏　名
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	
	その他の検査者	

◎○△×は機種により必ずしも該当しない場合があるので、あくまでも目安とする。

機械室あり	機械室なし	番号	検査項目			
		1	**機械室（機械室を有しないエレベーターにあっては、共通）**			
◎	×	(1)	機械室への通路及び出入口の戸			
◎	△	(2)	機械室内の状況 並びに照明装置及び換気設備等			
◎	×	(3)	機械室の床の貫通部			巻胴式も判定する
◎	◎	(4)	救出装置			
◎	◎	(5)	制御器	開閉器及び遮断器		
◎	◎	(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する・該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （　　） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （　　） ブレーキ用接触器の接 接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する・該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （　　） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （　　）	適・否・確認不可 最終交換日 年　月　日 適・否・確認不可 最終交換日 年　月　日
◎	◎	(7)	制御器	ヒューズ		
◎	◎	(8)	制御器	絶縁	電動発電機の回路　（300V以下・300V超） 電動機の回路　（300V以下・300V超） 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ 100 MΩ 表1参照 MΩ 20 MΩ 20 MΩ
◎	◎	(9)	制御器	接地		
△	×	(10)	階床選択機			
○	△	(11)	減速歯車			
◎	◎	(12)	巻上機	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり（巻胴式のものを除く） イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 （例　マーキングが見えない　mm） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 （例　4.5mm　以下　mm） ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況	マーキングが見える 5.0 mm 適・否 適・否
◎	◎	(13)	制御器	軸受		

フェールセーフ設計が[該当しない]の場合、交換基準必須。

その他必要と考えられる事項がある場合、その事項を記入する。記入例は[業務基準書2017年版P228]参照

該当する項目を○で囲む。

測定してしない項目には抹消線を引く。

該当しない項目は抹消線を引く。

イ、ロ、ハ のいずれかを選択し、該当するものを○で囲むこと。

「ハ」を選んだときのみ判定する。

数字が入る箇所は規程値内の数字であることを確認すること。
また、抹消線が入る箇所も記入漏れがないよう注意すること。

検査資格者番号ではありません

	検査者番号

号機の番号を記入する

昇降機番号

番号	検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
1	機械室				
(1)		—			
(2)		—			
(3)		—		—	
(4)		—			
(5)		—		—	
(6)				—	
(7)		—		—	
(8)		—		—	
(9)		—		—	
(10)					
(11)				—	
(12)		—		—	
(13)		—		—	

S46.01.01

S46.01.01

H24.08.01

[機械室あり、機械室なし]
機械室ありエレベーター

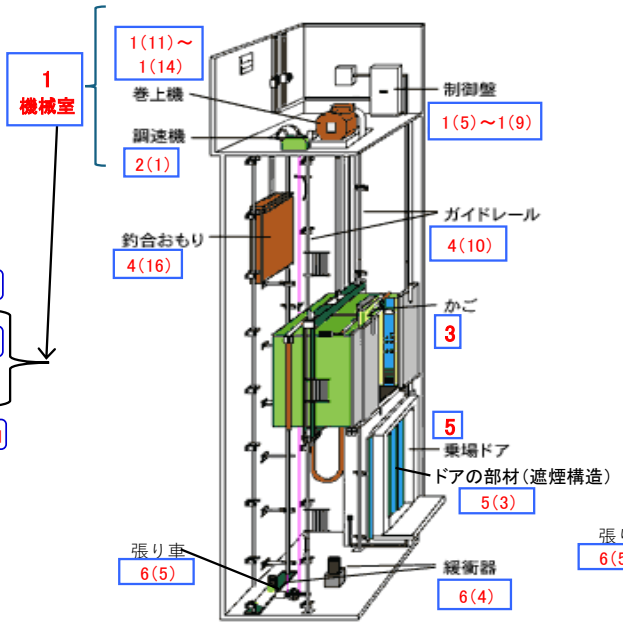

[機械室あり、機械室なし]
機械室なしエレベーター(駆動装置上部

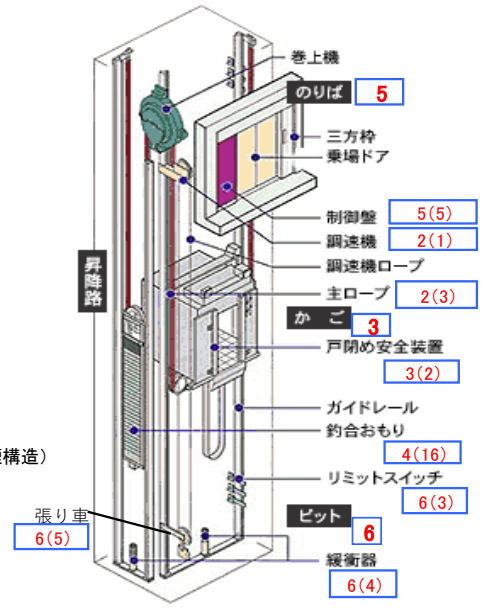

1(2)機械室内の状況他の判定基準

(業務基準書2017年版　P224～225参照)

①昇降機以外の設備等が定期検査等に支障がある場合は要是正となる。
②漏水が機器に達している又は窓が破損している場合は要是正となる。
③機器の作動に影響を与えるおそれのある汚損がある場合は要是正となる。
④照明装置が正常に作動しない場合は要是正となる。
⑤換気装置の起動設定温度が適切に設定されていない場合も要是正となる。
(換気設備等とは、空調設備、換気扇、ガラリのことを示す。)
⑥機械室は他の用途に使用してはならない。(千葉県建築基準法施行条例第47条2)

1(6)接触器他

(業務基準書2017年版　P226～229参照)

フェールセーフ設計とは、
接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止する設計

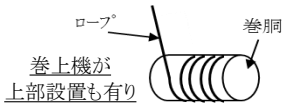

巻上機が
上部設置も有り

表1

1(8)絶縁

(業務基準書2017年版　P229～230参照)

回路の絶縁抵抗値は次のとおりであること

① 回路電圧が 300Vを超えるもの	0.4MΩ 以上
② 回路電圧が 150Vを超え 300V以下	0.2MΩ 以上
③ 回路電圧が 150V以下のもの	0.1MΩ 以上

1(12)綱車又は巻胴

(業務基準書2017年版　P232～233参照)

巻胴式の場合の検査事項と記入方法　(斜線で抹消・判定は残すこと。)

綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ.製造者が指定する要是正となる基準値 (　　mm) ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 (　　mm)	mm	○
	ハ.綱車と取捨区の滑り等により判定	適・否	
	複数の溝間の摩耗差の状況	適・否	

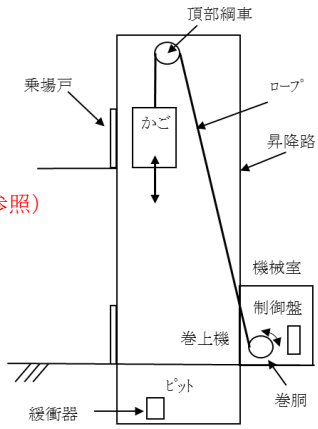

機械室なしタイプもあり

巻胴式エレベーター

機械室あり	機械室なし	番号	検査項目			
◎	◎	(14)	巻上機	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否
					保持力 イ. ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認 ロ. ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認 ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認	適・否
					パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 （ 例 ブレーキギャップ 3.5㎜以上 mm ） 要是正となる基準値 （ 例 ブレーキギャップ 4.5㎜以上 mm ） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値（ mm） 要是正となる基準値（ mm）	右 2.0 ㎜ 左 ㎜
					プランジャーストローク イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 （ ㎜） 要是正となる基準値 （ ㎜） ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 （ ㎜） 要是正となる基準値 （ ㎜）	㎜
○	×	(15)	そらせ車			
◎	◎	(16)	電動機			
△	×	(17)	電動発電機			
◎	◎	(18)	駆動装置等の耐震対策			
◎	◎	(19)	速度 定格速度（ 45 m／min）報告書二面と同じであること			上昇 46.5 m/min 下降 45.0 m/min
		2	共通			
◎	◎	(1)★	かご側調速機		過速スイッチの作動速度 （定格速度の %） キャッチの作動速度 （定格速度の %）	m/min m/min
△	△	(2)	釣合おもり側調速機		キャッチの作動速度 （かご側キャッチの作動速度の	m/min
◎	◎	(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号（ 1 ） 直径（ 11.9 ㎜） ≦ 未摩耗直径（ 12.1 ㎜）	98.3 %
					素線切れ 最も摩損した主索の番号 （ 素線切れ 該当する素線切れ判定基準（ ハ 素線切れが生じた部分の断面積の ~~70%超~~ ・~~70%以下~~	切れ数 0 本 構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 0 本
					錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 （ あり ・ なし ） 谷部が赤錆色に見える主索の番号 （ 錆びた摩耗粉なし ） 直径 （ ― ㎜） 未摩耗直径（ ― ㎜） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 （ ハ	% 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 ― 本
					主索本数（ 本数を記入 本） 要重点点検の主索の番号 （ ― ） 要是正の主索の番号（ ― ）	
				鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 （ 番号を記入 ） 測定長さ（B）（ ㎜） 基準長さ（A）（ ㎜）	伸び %
					鎖本数（ 本数を記入 本） 要重点点検の鎖の番号 （ ） 要是正の鎖の番号 （	$\frac{B-A}{A} \times 100$
◎	◎	(4)	主索又は鎖の張り			

イ、ロ、ハ、又はイ、ロのいずれかを選択し、該当するものを○で囲むこと。

パッドに右(下)左(上)がないクラッチ式などの場合、右・左を消し右欄に測定値を記入する。

図1参照

可変速式の場合は定格速度のみを記入する。報告書第二面と同じであること。

実測値は定格速度の125%以下であること。

表2参照

4(17)と一致していること

要是正＝90%未満
要重点点検＝92%未満

%の数字は、小数点第二位を四捨五入して記入する。
（例11.9/12.0＝99.16 ⇒ 99.2%）

表3参照

該当する方を○で囲む。素線切れが無い場合両方を抹消する。

要是正＝94%未満
要重点点検＝96%未満を目安

表4参照

該当するものが無い場合は抹消線を引く

番号	検査結果				担当検査者番号
	指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
(14)				—	
(15)		—		—	
(16)		—		—	
(17)		—		—	
(18)		—			
(19)		—		—	
2　共通					
(1)★				—	
(2)				—	
(3)					
(4)		—		—	

S56.06.01
H21.09.28
H26.04.01

H26.04.01

図1

ブレーキ型式種別	ドラム式	ディスク式	クラッチ式
測定値	右:5．5mm	右:1．5／1．5mm	右:　16.5mm
(記入例)	左:5．5mm	左:1．5／1．4mm	左:　　mm

1(14)ブレーキの検査項目の注意点(業務基準書2017年版 P245～248、追補版P1～2参照)

ブレーキは、油の付着状況、取付状況、制動力の状況、保持力の状況、パッドの厚さの状況、パッドとドラム及びディスクとの接触状況、ブレーキ制動時のプランジャーの状況、ブレーキコイルの発熱の状況、構成機器の作動状況、摩耗紛の状況(電気制動式)、作動時の状況(電気制動式)の検査をする必要がある。

*摩耗紛があるとき、パッド以外の摩耗紛がある場合は、『要是正』とすること。

*低昇降行程、小容量エレベーターで、かご床面積が1.1㎡を超えるものは、積載量の1.75倍の保持力があることを確認する必要がある。

パッドの厚さの検査において

製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむをえない事情により、検査者が設定する基準により判定する場合は「ロ」を選択する。

(注意)

①要重点点検及び要是正の基準値を設定すること。

②前回検査時(初回検査の場合は初期値)のパッドの厚さが「不明」の場合、『要重点点検』の指摘になる。

*ブレーキパッドが写せないときはブレーキ全体の撮影写真か構造図等を添付すること。

表2

定格速度　2(1)　かご側調速機　　(業務基準書2017年版　P245～248参照)

45m以下	かご側調速機	過速ｽｲｯﾁの作動速度	(定格速度の　—　%)	63m/min以下
		ｷｬｯﾁの作動速度	(定格速度の　—　%)	過速ｽｲｯﾁと同様又は68m/min以下
45m超	かご側調速機	過速ｽｲｯﾁの作動速度	(定格速度の　130　%以下)	測定値　m/min
		ｷｬｯﾁの作動速度	(定格速度の　140　%以下)	測定値　m/min
	2(2) 釣合おもり側調速機			
	かごのｷｬｯﾁ速度より大きくかつ110%以下			

2(3)主索、4(6)調速機ロープ の記入について　(業務基準書2017年版　P249～256、P283～285参照)

表3

■素線切れがある場合の「該当する素線切れ判定基準」欄の記入方法

以下のような記号を組み合わせて記入する。

例	素線切れの判定記号	判定結果の記号
(ハ) (1－ハ) (2－ロ) (4－イ) 等	1 素線切れが平均的に分布する場合 2 素線切れが特定の部分に集中している場合 3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合 4 谷部で素線切れが生じている場合	イ 要是正判定の場合 ロ 要重点点検判定の場合 ハ 指摘なしの場合

＊主索に著しい損傷、変形(キンク・傷・よりの不整)が発生し異常音等がある場合は、『要是正』とすることから、判定基準欄は(損傷－イ)もしくは(変形－イ)と記入する。

■錆及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合の

表4

「該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準」欄の記入方法

以下のような記号を組み合わせて記入する。

例	錆及び錆びた摩耗粉の判定記号	判定結果の記号
(ハ) (1－イ) 等	1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合 2 点状の腐食が多数生じている場合 3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合 4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合	イ 要是正判定の場合 ロ 要重点点検判定の場合 ハ 指摘なしの場合

機械室あり	機械室なし	番号	検査項目	
◎	◎	(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部	
△	△	(6)	主索又は鎖の緩み検出装置	巻胴式エレベーターが対象
△	△	(7)	主索又は鎖の巻過ぎ検出装置	巻胴式エレベーターが対象
○	○	(8)	はかり装置	既存不適格→乗用・人荷・寝台用に限る
◎	◎	(9)	戸開走行保護装置	
◎	◎	(10)	地震時等管制運転装置	
×	○	(11)	降下防止装置	駆動装置等を昇降路底部に設けたものが対象
×	△	(12)	換気設備等	
×	○	(13)	※制御盤扉	昇降路内に制御盤がある場合
		3	かご室	
◎	◎	(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床	
◎	◎	(2)	かごの戸及び敷居	
◎	◎	(3)	かごの戸のスイッチ	
◎	◎	(4)	床合わせ補正装置及び着床装置	
△	×	(5)	車止め、光電装置等	かごの戸がない自動車運搬用エレベーターに限る
◎	◎	(6)	かご操作盤及び表示器	
×	×	(7)	操縦機	
◎	◎	(8)	外部への連絡装置	
◎	◎	(9)	かご内の停止スイッチ	
◎	◎	(10)	用途、積載量及び最大定員の標識	
◎	◎	(11)	かごの照明装置	
○	○	(12)	停電灯装置	既存不適格→乗用・人荷・寝台用に限る
○	○	(13)	かごの床先	
		4	かご上	
◎	◎	(1)	かご上の停止スイッチ	
○	◎	(2)	頂部安全距離確保スイッチ	
◎	◎	(3)	上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ	
△	△	(4)	上部緩衝器又は上部緩衝材	主に巻胴式
○	○	(5)	頂部綱車	
◎	◎	(6)★	調速機ロープ	径の状況 直径(　　mm)　未摩耗直径(　　mm)　% 素線切れ　表3参照 該当する素線切れ判定基準(　1－ハ　) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超　・70%以下 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (　あり　・　なし　) 直径　(　―　mm)　未摩耗直径(　―　mm)　% 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準　(　ハ　)　表4参照
○	○	(7)	かごの非常救出口	
◎	◎	(8)	かごのガイドシュー等	
○	○	(9)	＊かご吊り車	
◎	◎	(10)	ガイドレール及びレールブラケット	
◎	◎	(11)	施錠装置	
◎	◎	(12)	昇降路における壁又は囲い	
◎	◎	(13)	乗り場の戸及び敷居	
◎	◎	(14)	昇降路内の耐震	
◎	◎	(15)	移動ケーブル及	
◎	◎	(16)	釣合おもりの各部	巻胴式エレベーターは対象外
△	△	(17)	釣合おもり非常止め装置	形式：　早ぎき式　・　次第ぎき式　・　スラックロープ式 作動の状況　表5参照 イ. 無積載の状態において非常止め作動時にブレーキを開放して確認 ロ. 非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認 ハ. 非常止め作動時にかごを持ち上げ、主索の緩みを確認 ニ. スラック式にあっては、主索又は鎖を緩めた後に釣合いおもりが動かず、主索又は鎖が緩んだままであることを確認 巻胴式エレベーターは対象外

2(2)と一致していること

%の数字は、小数点第二位を四捨五入して記入する。
(例11.9/12.0＝99.16 ⇒ 99.2%)

要是正＝90%未満
要重点点検＝92%未満

釣合おもり側の調速機の書き方は 業務基準書 2017年版 P283 参照

該当する方を○で囲む。
素線切れが無い場合両方を抹消する。

要是正＝94%未満
要重点点検＝96%未満を目安

イ～ニのいずれか該当するものを○で囲む。

番号	検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
(5)		—			H26.04.01
(6)		—			S34.01.01 S57.12.01
(7)		—		—	
(8)		—			S46.01.01
(9)		—			
(10)		—			H21.09.28
(11)		—		—	H21.09.28
(12)		—		—	
(13)		—		—	
3	**かご室**				
(1)		—			H22.09.28
(2)		—			H21.09.28 H22.09.28
(3)		—		—	
(4)		—		—	
(5)				—	
(6)		—			H21.09.28
(7)				—	
(8)				—	
(9)		—		—	
(10)		—		—	H21.09.28
(11)		—			S46.01.01
(12)		—			
(13)		—			S56.06.01 H26.04.01
4	**かご上**				
(1)		—		—	
(2)		—		—	
(3)		—		—	
(4)		—		—	
(5)		—			H26.04.01
(6) ★				—	S46.01.01 H21.09.28
(7)		—			
(8)		—		—	
(9)＊		—		—	H26.04.01
(10)		—			H21.09.28 H24.08.01
(11)					
(12)		—			H24.06.07
(13)		—			H21.09.28 H22.09.28
(14)		—			
(15)		—		—	S56.06.01 H21.09.28
(16)		—			H26.04.01
(17)					

2 (9) 戸開走行保護装置 （業務基準書2017年版 P260～261参照）

第二面の備考欄に認定番号と名称を記入し、内容を記載した書面(検査事項・検査方法・判定基準・初回(前回)との比較値・検査結果等)を添付する。

改修などで**戸開走行保護装置を取り付ける場合は、必ず特定行政庁へ確認すること。**

2 (10) 地震時等管制運転装置 （業務基準書2017年版 P261～264参照）

1.適用除外となるエレベーター

①昇降行程が7m以下のエレベーター(乗用、人荷用、寝台用)

②荷物用エレベーター及び自動車用エレベーター(かご内に操作盤が無く、人が乗らないもの)

③段差解消機、いす式階段昇降機

2.地震時等管制運転装置の内容

①P波及びS波管制運転、かご内への運転情報の表示、予備電源の設置

3.地震時等管制運転装置が既存不適格になる条件(概要)

①鉛直方向(P波)に、0.025～0.1m/s×s(2.5～10gal)又は水平方向(S波)に生じる3.0m/s×s(300gal)以下の過速度を検知できない。

②かごを自動的に乗場戸のある位置に停止させ、かつ、かごの戸を開き又かご内から開くことができる。

③自家発電設備又は停電時のバックアップ電源装置を有していない。

④かご内へ運転情報の表示装置がない。

＊新法対応への改修の場合は、特定行政庁へ確認をすること。

3 (8) 外部への連絡装置 （業務基準書2017年版P274～275）

・外部連絡装置が「要是正」扱いとなる場合について

1・常時連絡が可能でないと考えられる場合

但し、外部でインターホンとうの鳴動が確認でき、鳴動時の対応方法が明示されている等の適切な措置が講じられている場合は「指摘なし」と判定する。

2・停電時検査を適切に実施していない場合

3・複数の外部連絡装置を設けているが、すべての検査を行っていない場合

但し、一つの外部連絡装置で場合は、当該装置のみを検査し、他は特記事項欄に記入

4・外部連絡装置がエレベーターの三方枠又はその付近の壁といった、シャッター等で覆われてしまう場所に設置されている場合

4 (9) かご吊り車　4 (18) 釣合いおもりの吊り車　6 (8) かご下綱車

組合せ例	例1	例2
＊ 4(9)　かご吊り車	○	
＊ 4(18) 釣合おもりの吊り車	○	○
＊ 6(8)　かご下綱車		○

※4(18)釣合おもりの吊り車がある場合は、かごを上で吊っているか、かごの下に綱車があるかどちらかで判定する。

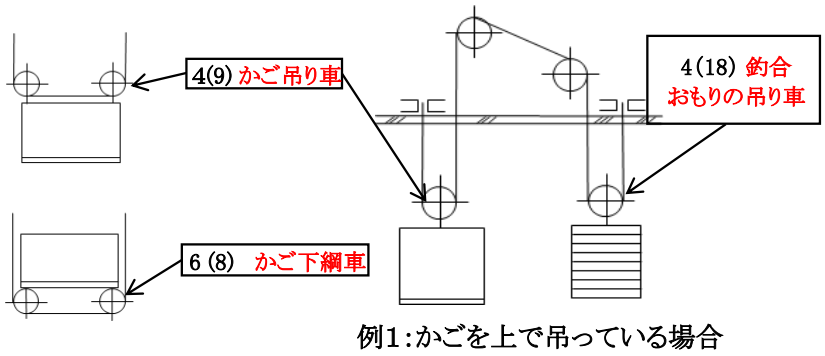

例1:かごを上で吊っている場合

表5

4(17)釣合おもり非常止め装置 （業務基準書2017年版　P299～300参照）

6(7)かご非常止め装置 （業務基準書2017年版　P312～314参照）

定格速度	形　　式
45m以下	早ぎき式 （次第ぎき式のものもある） 調速機がない場合はスラックロープ式
45m超	次第ぎき式 （おもり側に限り60m/min以下はスラック式でも可）

機械室あり	機械室なし	番号	検査項目		
○	◎	(18)	＊釣合おもりの吊り車		巻胴式エレベーターは対象外
◎	◎	(19)	かごの戸の開閉機構		手動式の場合は対象外、自動車用も無い場合がある
◎	◎	(20)	かごの枠		
		5	**乗り場**		
◎	◎	(1)	押しボタン等及び表示器		
◎	◎	(2)	非常解錠装置		
△	△	(3)	乗り場の戸の遮煙構造		
△	△	(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造		オープンタイプのエレベーター
×	○	(5)	※制御盤扉		三方枠に制御盤がある場合
		6	**ピット**		
×	○	(1)	保守用停止スイッチ		駆動装置等を昇降路底部に設けたものが対象
×	○	(2)	底部安全距離確保スイッチ		駆動装置等を昇降路底部に設けたものが対象
◎	◎	(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ		
◎	◎	(4)	緩衝器及び緩衝材	形式 ： ばね式 ・ 油入式 ・ 緩衝材	
				劣化の状況	適 ・ 否
				作動の状況(油入式のものに限る。)	適 ・ 否
				油量の状況(油入式のものに限る。)	適 ・ 否
◎	◎	(5)	★ 張り車		
◎	◎	(6)	ピット床	表5参照	
◎	◎	(7)	かご非常止め装置	形 式 ： 早ぎき式 ・ 次第ぎき式 ・ スラックロープ式	
				作動の状況 イ. 釣合いおもりよりかごが重い状態において非常止め作動時にブレーキを開放して確認 ロ. 非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認 ハ. 非常止め作動時に釣合いおもりを持ち上げ、主索の緩みを確認 ニ. スラック式のものにあたっては、主索を緩めた後にかごが動かず、主索が緩んだままであることを確認	
△	○	(8)	＊かご下綱車		
△	△	(9)	釣合ロープ又は釣合鎖及び取付部		
◎	◎	(10)	釣合おもり底部すき間 巻胴式エレベーターは対象外	緩衝器形式 ばね式 ・ 油入式 ・ 緩衝材 制御方式 交流１(2) 段制御 ・ その他 前回の定期検査時 (　　mm)	表6参照 表7参照 mm
◎	◎	(11)	移動ケーブル及び取付部		
◎	◎	(12)	ピット内の耐震対策		
×	○	(13)	駆動装置の主索保護カバー		駆動装置等を昇降路底部に設けたものが対象
◎	◎	(14)	かごの枠		
		7	**非常用エレベーター**		
△	△	(1)	かご呼び戻し装置		
△	△	(2)	一次消防運転		
△	△	(3)	二次消防運転	二次消防運転時の速度	m/min
△	△	(4)	予備電源切替え回路		
△	△	(5)	その他		
		8	**上記以外の検査項目**		

該当するものを○で囲む。

該当するものを○で囲む。

イ～ニのいずれか該当するものを○で囲む。

該当するものを○で囲む。

大臣認定等を受けている部分の検査について記入する。
対象部分の名前、検査方法、検査結果等を記入する。

番号	検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
(18)*		—		—	
(19)		—		—	
(20)		—		—	
5	**乗り場**				
(1)		—		—	
(2)				—	
(3)		—			
(4)		—		—	
(5)		—		—	
6	**ピット**				
(1)		—		—	
(2)		—		—	
(3)		—		—	
(4)				—	
(5)★		—		—	
(6)		—		—	
(7)					
(8)*		—		—	
(9)		—		—	
(10)				—	
(11)		—		—	
(12)		—			
(13)		—		—	
(14)		—		—	
7	**非常用エレベーター**				
(1)		—		—	
(2)		—		—	
(3)		—		—	
(4)		—		—	
(5)		—		—	
8	**上記以外の検査項目**				

H14.06.01

S56.06.01
H21.09.28

5(3) 乗り場の戸の遮煙構造　（業務基準書2017年版　P302～304参照）

・第二面備考欄に認定番号と名称を記入する。
・検査者が、建物の防火区画等の構成状況を判断することは困難であることから、遮煙構造の要否の判断は行わず乗り場の戸に遮煙構造が施されている場合に確認すること。
・検査方法は、「遮煙性能を有するエレベーター乗り場戸の認定シール」の有無により、気密材の劣化状況を判断する。気密材がない時は項目を抹消する。気密材がある場合、停電時の戸閉機能、火災時の戸閉機能、戸開時間（戸の面積が3㎡以内のものに限る。）を確認する。

＜参考＞機械室あり・機械室なし（駆動装置の上部/下部）にある項目の違い

番号・検査項目	機械室有	機械室なし	
		駆動装置上部	駆動装置下部
2(11)降下防止装置	（無）	（無）	（有）
4(5)頂部綱車	△	（無）	（有）
6(1)保守用停止用ｽｲｯﾁ	（無）	（無）	（有）
6(2)底部安全距離確保ｽｲｯﾁ	（無）	（無）	（有）
6(13)駆動装置の主索保護ｶﾊﾞｰ	（無）	（無）	（有）

※　（無）の場合・・・番号・検査項目から担当検査者まで抹消する
※　（有）の場合・・・検査結果を判定する
※　△は装置が付いているものもある

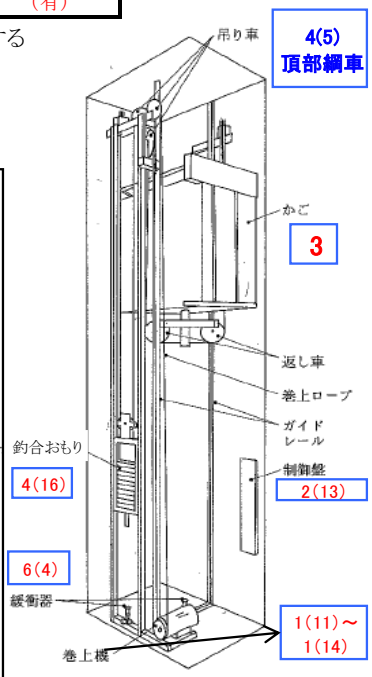

機械室なしエレベーター
（駆動装置下部）

2(13)　5(5) 制御盤扉

※機械室なしエレベーター制御盤扉について
制御盤設置の関係

	例1	例2	例3
2(13) 制御盤扉	○（有）	×（無）	×干渉せず
5(5)　制御盤扉	×（無）	○（有）	×（無）

記入例1　昇降路内に制御盤がある場合

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
2(13) 制御盤扉	○			
~~5(5)　制御盤扉~~				

記入例2　三方枠に制御盤がある場合

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
~~2(13) 制御盤扉~~				
5(5)　制御盤扉	○			

記入例3　昇降路内にあってかご及び釣合おもりと干渉しない場合

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
~~2(13) 制御盤扉~~				
~~5(5)　制御盤扉~~				

6(10)釣合おもり底部すき間　（業務基準書2017年版　P315～316参照）

前回検査時（初回検査の場合は初期値）の測定値を確認できない場合は、（－）とし、「要重点点検」と判定してください。
（ロープの取替えや調整により、前回測定値から大きく変化した場合は、検査結果表の特記事項欄に特記すべき事項として記入してください。）

表6

かご、釣合おもりと緩衝器の距離

定格速度 m/min		最小距離　mm かご、釣合おもり側 ・交流1段制御 ・交流2段制御	その他
ばね緩衝器 緩衝材	15を超え30以下	225	115
	30を超えるもの	**300**	**150**
油入緩衝器	すき間があること		

表7

緩衝器形式

定格速度	形式
60m/min 以下	ばね式（油入式もある）
60m/min 超え	油入式

大臣認定を受けた緩衝器は、余白に形式を記入し、大臣認定番号は第二面備考欄に記入すること。（ゴムバッファ・緩衝器無し　等）

※ 判定結果は基準書の判定基準に準じた内容であること

特 記 事 項

要是正の記入例

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
1(4)	救出装置 (要是正)	バッテリー切れのため制動装置等の作動が出来ない。		バッテリーの交換が必要です。	見積り提出中により未定
2(3)	主索又は鎖 (要是正)	素線切れが平均的に分布しており、1構成より1ﾋﾟｯﾁ内に5本の素線切れがある。		主索の交換が必要です。	令和○年○月(和暦で記入)

要重点点検の記入例

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
1(14)	ﾌﾞﾚｰｷ (要重点点検)	ﾊﾟｯﾄﾞの厚さが要重点点検の基準値になっており重点的な点検が必要である。		ﾌﾞﾚｰｷﾊﾟｯﾄﾞの交換が必要です。	——
2(3)	主索又は鎖 (要重点点検)	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある。		主索の経過観察が必要です。	——
6(10)	釣合おもり底部すき間 (要重点点検)	釣合おもり底部すき間が次回定期検査時までに検査標準(JISA4302)の「かご、釣合いおもりと緩衝器の距離」の規定を満たさない恐れがある。		保守点検時に注意が必要です。	——

既存不適格の記入例

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
1(18)	駆動装置の耐震対策	・ロープガード等の状況 ・転倒及び移動を防止するための処置の状況	・ロープガード等なし又は　寸法が基準を満たして　いない ・巻上機の移動防止なし ・電動発電機の移動防止なし ・制御盤等の転倒防止措置なし ・耐震関係は設置時期で既存不適格を判断	・ロープガード等の取付け又は寸法が基準を満たす事を要望します。 ・巻上機、電動発電機の移動防止、制御盤等の転倒防止措置の改善を要望します。 ・平25国告第1047号(マシンビーム)に適合するように改善を要望します。	——

その他の記入例　検査項目ではないが、特記事項としてあげる場合の記入例

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
その他	かご内の照明装置カバー	かご内の照明装置のカバーにひび割れが発生している。		かご内の照明装置のｶﾊﾞｰ取替えの検討をお願いします。	——

油圧エレベーター

検査結果表　　［機械室あり、機械室なし］

（第1第1項第2号に規定する昇降機）

◎　必ず該当あり
○　該当する場合が多い
△　該当しない場合が多い
×　該当しない

		氏　名
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	
	その他の検査者	

◎○△×は機種により必ずしも該当しない場合があるので、あくまでも目安とする。

直接式	間接式	番号	検査項目			
		1	**機械室（機械室を有しないエレベーターにあっては、共通）**			
○	○	(1)	機械室への通路及び出入口の戸			
○	○	(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等			
◎	◎	(3)	救出装置			
◎	◎	(4)	制御器	開閉器及び遮断器		
◎	◎	(5)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する ・ 該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （　　） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （　　）	適・否・確認不可 最終交換日 年　月　日
◎	◎	(6)	制御器	ヒューズ		
◎	◎	(7)	制御器	絶縁	電動機の回路（300V以下・300V超） 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路	100 MΩ MΩ 30 MΩ 30 MΩ
◎	◎	(8)	制御器	接地		
◎	◎	(9)	空転防止装置			
△	△	(10)	階床選択機			
◎	◎	(11)	油圧パワーユニット	電動機及びポンプ		
◎	◎	(12)	油圧パワーユニット	圧力計		
◎	◎	(13)	油圧パワーユニット	安全弁	常用圧力銘板値（3.25 Mpa） 作動圧力測定値（4.12 Mpa）	常用圧力の126.8 %
◎	◎	(14)	油圧パワーユニット	逆止弁	安全弁　常用圧力銘板値 ＜ 作動圧力測定値	
◎	◎	(15)	油圧パワーユニット	流量制御弁		
◎	◎	(16)	油圧パワーユニット	油タンク及び圧力配管		
◎	◎	(17)	油圧パワーユニット	作動油温度抑制装置		
◎	◎	(18)	ストップバルブ			
○	○	(19)	高圧ゴムホース			
◎	◎	(20)	駆動装置等の耐震対策			
		2	**共通**			
◎	◎	(1)	圧力配管			
×	○	(2)	★かご側調速機	過速スイッチの作動速度	（定格速度の　%）	m/min
				キャッチの作動速度	（定格速度の　%）	m/min

その他必要と考えられる事項がある場合、その事項を記入する。
記入例は
[業務基準書2017年版P228]参照

フェールセーフ設計が[該当しない]の場合、交換基準必須。

該当する項目を○で囲む。

表1参照

表2参照

数字が入る箇所は規程値内の数字であることを確認すること。
また、抹消線が入る箇所も記入漏れがないよう注意すること。

検査資格者番号ではありません。

	検査者番号

号機の番号を記入する

昇降機番号	

番号	検査結果				担当検査者番号
	指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
1	機械室				
(1)		—			S46.01.01
(2)		—			S46.01.01
(3)		—			H24.08.01
(4)		—		—	
(5)				—	
(6)		—		—	
(7)		—		—	
(8)		—		—	
(9)		—		—	
(10)		—		—	
(11)		—		—	
(12)		—		—	
(13)		—		—	
(14)		—		—	
(15)		—		—	
(16)		—		—	
(17)		—		—	
(18)		—		—	H26.04.01
(19)					S56.06.01 H21.09.28 H26.04.01
(20)		—			
2	共通				
(1)		—			H26.04.01
(2)★				—	

間接式油圧エレベーター　　［ ~~直接式~~ 、間接式 ］

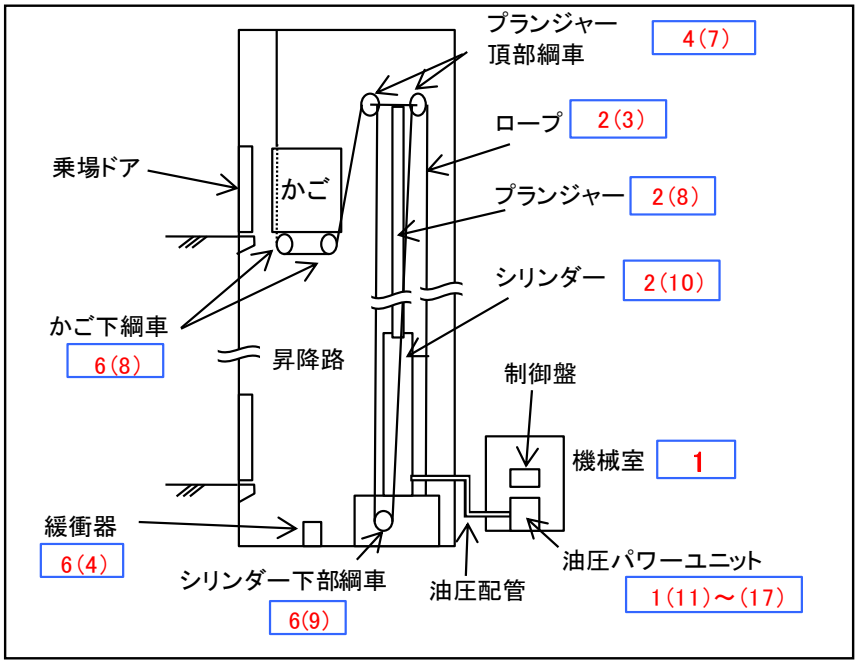

直接式油圧エレベーター［ 直接式 、~~間接式~~ ］

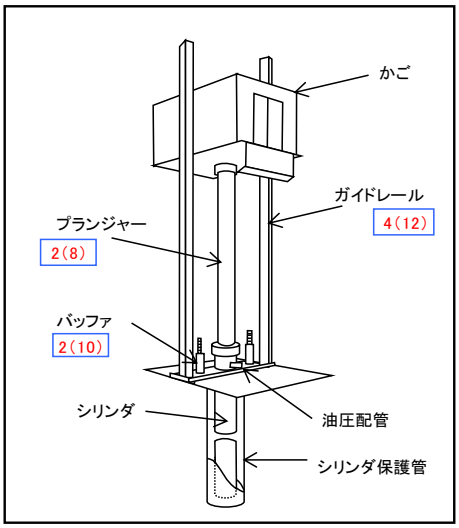

表1

1(7)絶縁　　（業務基準書2017年版　P345参照）

回路の絶縁抵抗値は次のとおりであること

① 回路電圧が 300Vを超えるもの	0.4MΩ 以上
② 回路電圧が 150Vを超え 300V以下	0.2MΩ 以上
③ 回路電圧が 150V以下のもの	0.1MΩ 以上

表2

定格速度　2(2)　かご側調速機　　（業務基準書2017年版　P355～357参照）

45m以下	過速ｽｲｯﾁの作動速度	（定格速度の — %）	63m/min以下
	ｷｬｯﾁの作動速度	（定格速度の — %）	過速ｽｲｯﾁと同様又は 68m/min以下
45m超	過速ｽｲｯﾁの作動速度	（定格速度の 130 %以下）	測定値 m/min
	ｷｬｯﾁの作動速度	（定格速度の 140 %以下）	測定値 m/min

直接式	間接式	番号	検査項目			
×	◎	(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 （ 番号を記入 ） 直径（ ㎜） 未摩耗直径（ ㎜）	要是正＝90%未満 要重点点検＝92%未満 %
					素線切れ 最も摩損した主索の番号 （番号を記入） 該当する素線切れ判定基準（ 1 － イ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 ~~70%超 ・70%以下~~	表3参照 1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本
					錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 （ あり ・ なし ） 谷部が赤錆色に見える主索の番号 （ 3 ） 直径 （ 8.9 ㎜） 未摩耗直径（ 10.1 ㎜） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 （番号を記入 ）	88.1 % 表4参照 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本
					主索本数 （ 本数を記入 本） 該当するものが無い場合は抹消線を引く 要重点点検の主索の番号 ~~（ ）~~ 要是正の主索の番号 ~~（ ）~~	
				鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 （ 番号を記入 ） 測定長さ (B)（ ㎜） 基準長さ (A)（ ㎜）	伸び % $\frac{B-A}{A} \times 100$
					鎖本数 （ 本数を記入 本） 要重点点検の鎖の番号（ ） 要是正の鎖の番号（	

該当する方を○で囲む。素線切れが無い場合両方を抹消する。

要是正＝94%未満
要重点点検＝96%未満を目安

×	◎	(4)	主索又は鎖の張り
×	◎	(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部
×	◎	(6)	主索又は鎖の緩み検出装置
○	○	(7)	はかり装置 既存不適格→乗用・人荷・寝台用に限る
◎	◎	(8)	プランジャー
◎	◎	(9)	プランジャーストッパー
◎	◎	(10)	シリンダー
○	○	(11)	防火区画貫通部
◎	◎	(12)	速度 定格速度（上昇） （ m/min ） 定格速度（下降） （ m/min ） →報告書二面と同じであること 上昇 m/min 下降 m/min
◎	◎	(13)	戸開走行保護装置
◎	◎	(14)	地震時等管制運転装置
△	△	(15)	降下防止装置 機械室なしに限る
○	○	(16)	換気設備等 機械室なしに限る
△	△	(17)	制御盤扉 昇降路内に制御盤がある場合
		3	かご室
○	○	(1)	かご室の壁又は囲い、天井及び床
○	○	(2)	かごの戸及び敷居 自動車用エレベーターにはない場合がある
○	○	(3)	かごの戸のスイッチ 自動車用エレベーターにはない場合がある
△	△	(4)	戸開き状態において作動する予圧装置
◎	◎	(5)	床合わせ補正装置及び着床装置 （戸開き状態において作動する再床合せ装置： 有 ・ 無 ）
○	○	(6)	ドアゾーン行き過ぎ制限装置
△	△	(7)	車止め、光電装置等 自動車用エレベーターに限る
◎	◎	(8)	かご操作盤及び表示器
○	○	(9)	外部への連絡装置
◎	◎	(10)	かご内の停止スイッチ
◎	◎	(11)	用途、積載量及び最大定員の標識
◎	◎	(12)	かごの照明装置
○	○	(13)	停電灯装置 既存不適格→乗用・人荷・寝台用に限る
○	○	(14)	かごの床先

実測値は定格速度の125%以下であること。

組み合わせに注意
表5参照

昇降機番号					
番号	検査結果				担当検査者番号
	指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
(3)					
(4)		—		—	
(5)		—			
(6)		—			
(7)		—			
(8)		—			
(9)		—		—	
(10)		—			
(11)		—		—	
(12)		—		—	
(13)		—			
(14)		—			
(15)		—		—	
(16)		—		—	
(17)		—		—	
3	かご室				
(1)		—			
(2)		—			
(3)		—		—	
(4)		—		—	
(5)		—		—	
(6)		—		—	
(7)				—	
(8)		—			
(9)				—	
(10)		—		—	
(11)		—		—	
(12)		—			
(13)		—			
(14)		—			

H26.04.01
H26.04.01
S34.01.01
S57.12.01
S46.01.01
H26.04.01
H26.04.01
H21.09.28
H21.09.28
H22.09.28
H21.09.28
H22.09.28
H21.09.28
H21.09.28
S46.01.01
S56.06.01
H26.04.01

2(3) 主索、4(9)調速機ロープ 欄の記入について

（業務基準書2017年版 P357～361、P386参照）

表3 ■素線切れがある場合の「**該当する素線切れ判定基準**」欄の記入方法
以下のような記号を組み合わせて記入する。

例	素線切れの判定記号
(ハ) (1 － イ) 等	1 素線切れが平均的に分布する場合
	2 素線切れが特定の部分に集中している場合
	3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70％以下である場合
	4 谷部で素線切れが生じている場合

判定結果の記号
イ 要是正判定の場合 ロ 要重点点検判定の場合 ハ 指摘なしの場合

＊主索に著しい損傷、変形（キンク・傷・よりの不整）が発生し異常音等がある場合は、『要是正』とすることから、判定基準欄は(損傷-イ)もしくは(変形-イ)と記入する。

表4 ■錆及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合の「**該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準**」欄の記入方法
以下のような記号を組み合わせて記入する。

例	錆及び錆びた摩耗粉の判定記号
(ハ) (1 － イ) 等	1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合
	2 点状の腐食が多数生じている場合
	3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94％未満である場合
	4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合

判定結果の記号
イ 要是正判定の場合 ロ 要重点点検判定の場合 ハ 指摘なしの場合

2 (11) 防火区画貫通部
機械室から昇降路への油圧圧力配管が**貫通する**
(天井部・壁・床)部分

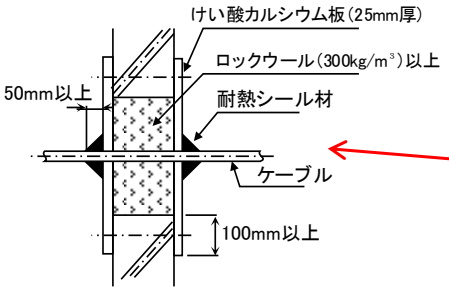

令第129条の2の5第1項第七号に基づく認定例
防火区画貫通施工例

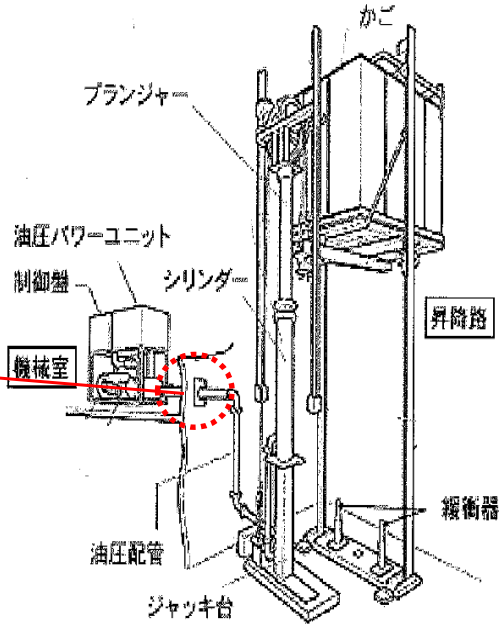

表5

組合せは以下の4通り

	1	2	3	4
3(4) 戸開き状態において作動する予圧装置	有	有	無	無
3(5) 床合せ補正装置及び着床装置(必ず有)	有	有	有	有
(戸開き状態において作動する再床合せ装置:有・無)	有	無	有	無
3(6) ドアゾーン行き過ぎ制限装置	有	有	有	無

●1の場合の記載方法(※全て指摘なしの時)	指摘なし
3(4) 戸開き状態において作動する予圧装置	○
3(5) 床合せ補正装置及び着床装置(必ず有) (戸開き状態において作動する再床合せ装置:有・無)	○
3(6) ドアゾーン行き過ぎ制限装置	○

●4の場合の記載方法(※全て指摘なしの時)	指摘なし
~~3(4) 戸開き状態において作動する予圧装置~~	
3(5) 床合せ補正装置及び着床装置(必ず有) (戸開き状態において作動する再床合せ装置:有・無)	○
~~3(6) ドアゾーン行き過ぎ制限装置~~	

直接式	間接式	番号	検査項目		
		4	かご上		
○	○	(1)	かご上の停止スイッチ		
○	○	(2)	頂部安全距離確保スイッチ		
◎	◎	(3)	上部リミット(強制停止)スイッチ		
△	◎	(4)	プランジャーリミットスイッチ		
○	◎	(5)	プランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間		mm
×	○	(6)	頂部綱車		
×	◎	(7)	プランジャー頂部綱車及び鎖車		
×	◎	(8)	プランジャーのガイドシュー等		
×	○	(9)	★調速機ロープ	径の状況 直径（　　mm）　未摩耗直	%
				素線切れ 該当する素線切れ判定基準（ 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超　・70%以下	
				錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 （　あり　・　なし　） 直径（　　mm）　未摩耗直径（　　mm） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（　　）	%
○	○	(10)	かごの非常救出口		
◎	◎	(11)	かごのガイドシュー等		
◎	◎	(12)	ガイドレール及びレールブラケット		
◎	◎	(13)	施錠装置		
◎	◎	(14)	昇降路における壁又は囲い		
◎	◎	(15)	乗り場の戸及び敷居		
◎	◎	(16)	昇降路内の耐震対策		
◎	◎	(17)	移動ケーブル及び取付部		
○	○	(18)	かごの戸の開閉機構		
◎	◎	(19)	かごの枠		
		5	乗り場		
◎	◎	(1)	押しボタン等及び表示器		
◎	◎	(2)	非常解錠装置		
△	△	(3)	乗り場の戸の遮煙構造		
△	△	(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造		オープンタイプのエレベーター
△	△	(5)	屋上の昇降路の開口部の戸		ヘリポート用エレベーターに限る
△	△	(6)	屋上の柵及び警報装置		ヘリポート用エレベーターに限る
△	△	(7)	制御盤扉		三方枠に制御盤がある場合
		6	ピット		
△	△	(1)	保守用停止スイッチ		駆動装置を昇降路の底部に設ける物が対象
△	△	(2)	底部安全距離確保スイッチ		駆動装置を昇降路の底部に設ける物が対象
△	◎	(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ		
◎	◎	(4)	緩衝器及び緩衝材	形式　：　ばね式　・　油入式　・　緩衝材	
				劣化の状況	適　・　否
				作動の状況（油入式のものに限る。）	適　・　否
				油量の状況（油入式のものに限る。）	適　・　否
×	○	(5)	★張り車		
◎	◎	(6)	ピット床		

表6参照

測定値はmmで記載すること。

V＝定格速度

表3参照

$2.5\text{cm} + \frac{V^2}{706}$ 以上

該当する方を○で囲む。
素線切れが無い場合
両方を抹消する。

表4参照

該当する項目を○で囲む。

昇降機番号					
番号	検査結果				担当検査者番号
	指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
4	**かご上**				
(1)		—		—	
(2)		—		—	
(3)		—		—	
(4)		—		—	
(5)		—		—	
(6)		—		—	
(7)		—		—	
(8)		—		—	
(9)★				—	
(10)		—			
(11)		—		—	
(12)		—			
(13)					
(14)		—			
(15)		—			
(16)		—			
(17)		—		—	
(18)		—		—	
(19)		—		—	
5	**乗り場**				
(1)		—		—	
(2)				—	
(3)		—			
(4)		—		—	
(5)		—		—	
(6)		—		—	
(7)		—		—	
6	**ピット**				
(1)		—		—	
(2)		—		—	
(3)		—		—	
(4)				—	
(5)★		—		—	
(6)		—		—	

S46.01.01
H21.09.28

H26.04.01

H21.09.28
H24.08.01

H24.06.07

H21.09.28
H22.09.28

S56.06.01
H21.09.28

H14.06.01

表6

4(5)プランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間

（業務基準書2017年版　P383～384参照）

間接式の場合の頂部すき間の基準値(例)	
上昇定格速度(m/min)	頂部すき間(cm)
30	約3.8以上
45	約5.4以上
60	約7.6以上

2(17)　5(7)制御盤扉

※機械室なしエレベーター制御盤扉について

制御盤設置の関係			
	例1	例2	例3
2(17) 制御盤扉	○（有）	×（無）	×干渉せず
5(7)　制御盤扉	×（無）	○（有）	×（無）

記入例1　昇降路内に制御盤がある場合

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
2(17) 制御盤扉	○			
~~5(7)　制御盤扉~~				

記入例2　三方枠に制御盤がある場合

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
~~2(17) 制御盤扉~~				
5(7)　制御盤扉	○			

記入例3　昇降路内にあってかご及び釣合おもりと干渉しない場合

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
~~2(17) 制御盤扉~~				
~~5(7)　制御盤扉~~				

＜参考＞機械室有り・機械室なし・駆動装置の上部/下部にある項目の違い

番号・検査項目	機械室有	機械室なし	
		駆動装置上部	駆動装置下部
2(15)降下防止装置	(無)	(無)	(有)
4(6)頂部綱車	△	(無)	(有)
6(1)保守用停止用ｽｲｯﾁ	(無)	(無)	(有)
6(2)底部安全距離確保ｽｲｯﾁ	(無)	(無)	(有)

※　(無)の場合・・・番号・検査項目から担当検査者まで抹消する

※　(有)の場合・・・検査結果を判定する

※　△は装置が付いているものもある

直接式	間接式	番号	検 査 項 目
×	○	(7)	かご非常止め装置 形　式　：　早ぎき式　・　次第ぎき式　・　スラックロープ式
×	○	(8)	かご下綱車
×	○	(9)	シリンダー下の綱車
◎	◎	(10)	移動ケーブル及び取付部
◎	◎	(11)	ピット内の耐震対策
◎	◎	(12)	かごの枠
		7	上記以外の検査項目

表7参照

該当する項目を○で囲む。

大臣認定等を受けている部分の検査について記入する。
対象部分の名前、検査方法、検査結果等を記入する。

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容	改善(予定)年月

検査項目の判定結果で要是正・要重点点検は必ず記入する。
また既存不適格も記入する。

改善策の内容を具体的に記入する。

要是正で改善予定が未確定の場合は、なぜ予定がないのか見積中、提案中、検討中等理由を簡潔に記入すること。

	昇降機番号				
番号	検査結果				担当検査者番号
	指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
(7)				—	
(8)		—		—	
(9)		—		—	
(10)		—		—	
(11)		—			
(12)		—		—	
7	上記以外の検査項目				

S56.06.01
H21.09.28

表7

6(7)かご非常止め装置　（業務基準書2017年版　P406参照）

定格速度	形　　式
45m以下	早ぎき式（次第ぎき式のものもある） 調速機がない場合はスラックロープ式
45m超	次第ぎき式 （おもり側に限り60m/min以下はスラック式でも可）

エスカレーター

検査結果表

（第1第1項第5号に規定する昇降機）（エスカレーター）

検査資格者番号ではありません

		氏　名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

昇降機番号

番号	検査項目				検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
1	**機械室**								
(1)	機械室内の状況					—		—	
(2)	制御器	開閉器及び遮断器				—		—	
(3)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する・該当しない） 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準（　　） ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準（　　）	適　・　否　・　確認不可 最終交換日 年　月　日				—	
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する・該当しない） 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準（　　） ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準（　　）	適　・　否　・　確認不可 最終交換日 年　月　日					
(4)	制御器	ヒューズ				—		—	
(5)	制御器	絶縁	電動機の回路（300V以下・300V超） 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ MΩ MΩ MΩ		—		—	
(6)	制御器	接地				—		—	
(7)	電動機					—		—	
(8)	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況		適　・　否					
		パッドの厚さ イ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値　（　　mm） 要是正となる基準値　（　　mm） ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値　（　　mm） 要是正となる基準値　（　　mm）		右　　mm 左　　mm					
		プランジャーストローク イ.構造上対象外 ロ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値　（　　mm） 要是正となる基準値　（　　mm） ハ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値　（　　mm） 要是正となる基準値　（　　mm）		mm				—	
		非常停止時の踏段停止距離測定 （V^2／9≦踏段停止距離≦600mm）		表1参照　mm					
(9)	減速機					—		—	

フェールセーフ設計が[該当しない]の場合、交換基準必須。

その他必要と考えられる事項がある場合、その事項を記入する。記入例は[業務基準書2017年版P228]参照

該当する項目を○で囲む。

イ、ロ又はイ、ロ、ハのいずれかを選択し、該当するものを○で囲むこと。

V＝定格速度

通常、使用されている速度での停止距離を記入する。
（多段速度式の場合、最も速い速度での停止距離を記入する。）

数字が入る箇所は規程値内の数字であることを確認すること。
また、抹消線が入る箇所も記入漏れがないよう注意すること。

エスカレーターの構造

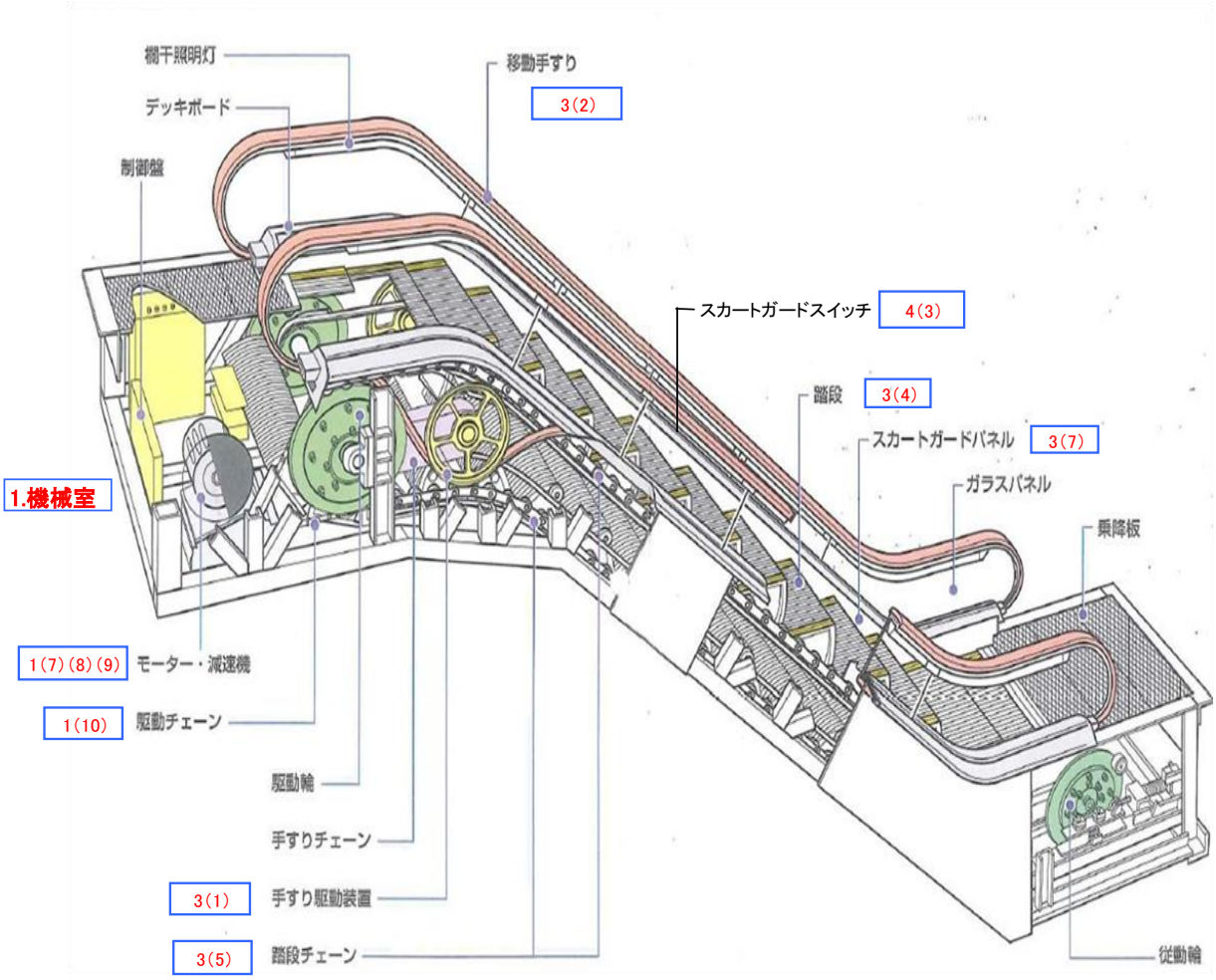

1(1)機械室内の状況の判定基準　（業務基準書2017年　P491参照）

① 昇降機と関係のない設備等があること又は定期検査若しくは定期点検に支障が生じている場合は要是正となる。

② 機器の作動に影響を及ぼすおそれのある汚損がある場合は要是正となる。

表1

1(8)ブレーキ：非常停止時の踏段停止距離測定

定格速度と停止距離	
定格速度	停止距離の範囲(S)
15 m/min	25 ≦S≦600
27 m/min	81 ≦S≦600
30 m/min	100 ≦S≦600
40 m/min	178 ≦S≦600
45 m/min	225 ≦S≦600

踏段幅が1.1mを超えるもの、速度が50m／minを超える可変速式動く歩道等については、国土交通大臣の認定を取得したものとし、その基準値とする。

番号	検査項目			検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
							昇降機番号	
(10)	駆動鎖	駆動鎖の張りの状況 イ.製造者が指定する 要是正となる基準値 (mm・%) ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 (mm・%)	mm・%		—		—	
		スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況	適 ・ 否					
		駆動鎖の伸び イ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%) ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 要是正となる基準値	mm・%					
		駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ イ.構造上対象外 ロ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%) ハ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%)	mm・%					
		ニ.歯面を目視により確認	適 ・ 否					
		給油の状況	適 ・ 否					
(11)	踏段反転装置				—		—	
2	**昇降口**							
(1)	ランディングプレート				—		—	
(2)	くし板				—		—	
(3)	くし板及び踏段のかみ合い				—		—	
(4)	インレットガード				—		—	
(5)	昇降起動スイッチ				—		—	
(6)	警報及び運転休止スイッチ				—		—	
(7)	速度（定格速度: m/min）	上昇 m/min 下降 m/min			—		—	
3	**中間部**							
(1)	ハンドレール駆動装置						—	
(2)	ハンドレール				—		—	
(3)	内側板				—		—	
(4)	踏段				—		—	
(5)	踏段レール又はローラー				—		—	H12.06.01
(6)	踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間	踏段鎖の給油の状況	適 ・ 否					
		ベルトの劣化の状況	適 ・ 否					
		踏段相互のすき間	mm					H12.06.01
(7)	スカートガード 5mm以下				—			
4	**安全装置**							S56.06.01
(1)	インレットスイッチ				—			
(2)	非常停止ボタン				—		—	S56.06.01
(3)	スカートガードスイッチ				—			
(4)	踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ						—	
(5)	踏段浮上り検出装置						—	
(6)	駆動鎖切断時停止装置	作動の状況	適 ・ 否					
		可動部の状況	適 ・ 否				—	
		設定の状況	適 ・ 否					R6.04.01
(7)	ハンドレール停止検出装置				—			

イ、ロ又はイからニのいずれかを選択し、該当するものを○で囲むこと。

実測値は定格速度の110%以下であること。

要重点点検＝4.75mm超
要是正＝5.0mm 超

1(10)駆動鎖の判定基準

（業務基準書2017年版　P498～500参照）

	検査方法	判定基準	
		要是正	要重点点検
駆動鎖の張りの状況	鎖を揺らし、その振幅を測定する。	振幅が基準値から外れていること	ー
スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況	目視及び聴診により確認する。	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いに異常があること。	ー
駆動鎖の伸び	駆動鎖の伸びのを測定する。	駆動鎖の伸びが要是正となる基準値を超えていること。	駆動鎖の伸びが要重点点検となる基準値を超えていること。
駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれを測定し、又はスプロケットの歯面を目視により確認する。 [**構造上対象外**]とは 駆動スプロケットと従動スプロケットの芯が常に一定となる案内構造等により、駆動鎖の交換時又は張力調整時に芯ずれが生じないことから、芯ずれの調整が不要なもの （業務基準書2017年版 P660～662 国住指第2606号 参照）	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれが要是正となる基準値を超えていること又はスプロケットの歯面に傷若しくは欠損があること。	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれが要重点点検となる基準値を超えていること。
給油の状況	目視により確認する。	給油が適切でないこと。	ー

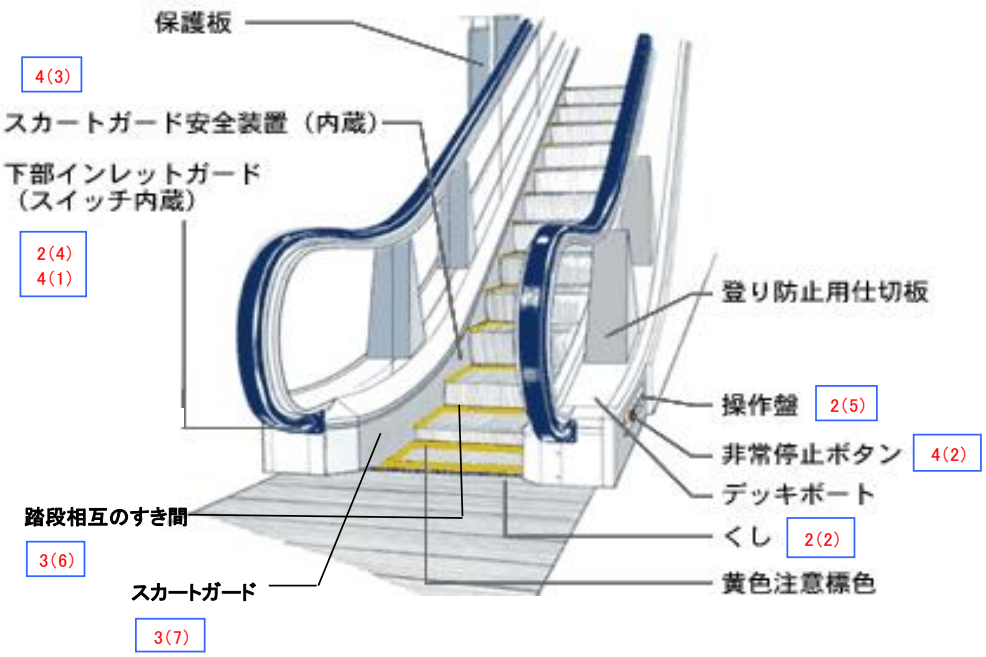

4.安全装置

4(2) 非常停止ボタン	必須
4(4) 踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ	
4(6) 駆動鎖切断時停止装置	
4(7) ハンドレール停止検出装置	

昇降機番号	

番号	検 査 項 目	検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
5	**安全対策**　（業務基準書2017年度版P510～520参照）					
(1)	交差部固定保護板		—			
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵		—			
(3)	落下物防止網		—			
(4)	踏段上直部の障害物		—			
(5)	交差部可動警告板		—			
(6)	踏段面注意標識		—		—	
(7)	登り防止用仕切板		—			
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置		—		—	
6	**その他**					
(1)	車いす搬送用踏段		—		—	
7	**上記以外の検査項目**					

H12.06.01
R6.04.01
R6.04.01
R6.04.01
R6.04.01

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
	進入防止柵等の設置が必要であるが、当初から設置されていない場合の記入例				
5(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	エスカレーターとエスカレーターとの間が200㎜以上あるが進入防止柵等が設置されていないため子供の進入の恐れがある。		不適合ではないが安全性を向上させるために、進入防止(板)柵の設置の検討	
	5(2)、5(4)項で当面の措置が講じられている場合、その適正を確認し、特記事項に本例を参考に記載のこと。 当面の措置を講じても既存不適格の解消とはならないので注意のこと。　＊定期検査業務基準書(2021年追補版)				
5(2)	転落防止柵、侵入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵との隙間	ハンドレールと転落防止柵との隙間が200㎜を超えている。	当面の措置として、転落防止柵に「すり抜け禁止」の表示板を掲示した。	令和○年×月
5(4)	踏段直頂部の障害物	障害物の状況	踏段から鉛直距離2100㎜以内に障害物がある。	当面の措置として、対象の障害物に「衝突注意」の表示板を掲示した。	令和○年×月

検査項目の判定結果で要是正・要重点点検は必ず記入する。
また既存不適格も記入する。

改善策の内容を具体的に記入する。

要是正で改善予定が未確定の場合は、なぜ予定がないのか見積中、提案中、検討中等理由を簡潔に記入すること。

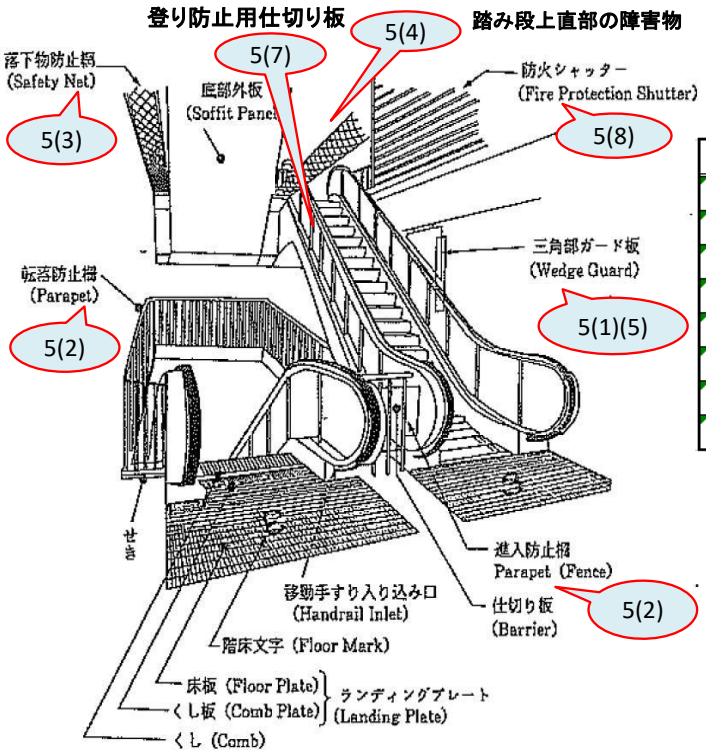

図　　エスカレーターの建物側の安全施設

設置されているものに対する検査項目

5.安全対策(設置事例)	
(1)	交差部固定保護板
(2)	転落防止柵、侵入防止用仕切り板及び誘導柵
(3)	落下防止網
(4)	踏段直上部の障害物
(5)	交差部可動警告板
(6)	踏段面注意標識
(7)	上り防止用仕切り板
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置

「注意」：令和6年4月1日以前の確認物件において上記安全対策項目中(2)(4)(5)(7)で基準から外れている場合は既存不適格となる。

(業務基準書2017年度版P513～520参

(業務基準書2017年度版追補版P14～20参

5(1)交差部固定保護板

5(5)交差部可動警告板

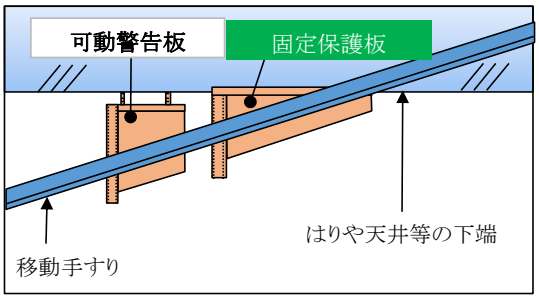

「固定保護板」は、はりや天井に固定するため、左右に振れません。ご利用者のはさまれ事故を防止できる構造としております。
また、「可動警告板」は、ご利用者に三角部への接近を警告します。

小荷物専用昇降機

検査結果表

（第1第1項第6号に規定する昇降機）　　（小荷物専用）

		氏　名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

検査資格者番号ではありません

昇降機番号	

番号	検　査　項　目				検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
1	**機械室**								
(1)	機械室への経路及び点検口の戸					—		—	
(2)	点検用コンセント　機械室に必ずなくても近くから確保出来ればよい					—		—	
(3)	制御器	開閉器及び遮断器				—		—	
(4)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する・該当しない） 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準（　　） ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準（　　）	適・否・確認不可 最終交換日 年　月　日				—	
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する・該当しない） 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準（　　） ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準（　　）	適・否・確認不可 最終交換日 年　月　日					
(5)	制御器	ヒューズ				—		—	
(6)	制御器	絶縁	電動機の回路（300V以下・300V超） ~~制御器等の回路の300Vを超える回路~~ 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ ~~MΩ~~ MΩ MΩ		—		—	
(7)	制御器	接地				—		—	
(8)	制御器	減速歯車				—		—	
(9)	制御器	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり（巻胴式は対象外） イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 基準値（　　㎜） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値（　　㎜） ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況　100㎜以下	㎜ 適・否 適・否		—		—	
(10)	制御器	軸受				—		—	
(11)	制御器	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況 パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値（　　㎜） 要是正となる基準値（　　㎜） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値（　　㎜） 要是正となる基準値（　　㎜） 制動力	適・否 右　㎜ 左　㎜ 適・否				—	
(12)	~~そらせ車~~								
(13)	電動機					—		—	
(14)	主索の緩み検出装置　主に巻胴式の場合					—		—	
(15)	主索の巻過ぎ検出装置　巻胴式の場合					—		—	
(16)	速度　定格速度（　m/min）→ 報告書二面と同じであること			上昇　m/min 下降　m/min		—		—	

フェールセーフ設計が[該当しない]の場合、交換基準必須。

その他必要と考えられる事項がある場合、その事項を記入する。記入例は[業務基準書2017年版P228]参照

該当する項目を○で囲む。

該当しない項目は抹消線を引く。

該当しない方を抹消する。又は該当する方を○で囲む。

「ハ」を選んだ場合は、必ず実測値を記入する。

イ、ロ、ハ、又はイ、ロ、のいずれかを選択し、該当するものを○で囲む。

実測値は定格速度の125%以下であること。

昇降機番号	

番号	検査項目	検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
2	**かご室**					
(1)	かご室の壁又は囲い、天井及び床		—		—	
(2)	積載量の標識				—	
(3)	搭乗禁止の標識				—	
(4)	かごの戸 ←― 荷くずれ防止用の棒は対象外				—	
3	**最上階出し入れ口**					
(1)	主索 径の状況 最も摩耗した主索の番号 (番号を記入) 直径(mm) 未摩耗直径(mm) 素線切れ 最も摩損した主索の番号 (番号を記入) 該当する素線切れ判定基準(1－イ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号(番号を記入) 直径 (mm) 未摩耗直径(mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準( ) 主索本数 (本数を記入 本) 要重点点検の主索の番号( )要是正の主索の番号( )	% 1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本 % 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本				
(2)	主索の張り		—		—	
(3)	主索の取付部		—		—	
(4)	上部リミット(強制停止)スイッチ		—		—	
(5)	かごのガイドシュー等		—		—	
(6)	かご吊り車 付いていれば5(5)釣合おもりの吊り車もあり		—		—	
4	**各階出し入れ口**					
(1)	昇降路における壁又は囲い		—			
(2)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠		—			
(3)	操作ボタン及び信号装置		—		—	
(4)	走行停止ボタン又はスイッチ		—		—	
(5)	ドアスイッチ		—		—	
(6)	ドアロック フロアータイプに限る					
(7)	戸開放防止警報装置		—		—	
(8)	二方向同時開放警告装置 同一階に2方向扉がある場合		—		—	
(9)	積載量の標識		—		—	
(10)	搭乗禁止の標識		—		—	
(11)	ガイドレール及びレールブラケット		—		—	
5	**最下階出し入れ口**					
(1)	下部リミット(強制停止)スイッチ		—		—	
(2)	ピット床		—		—	
(3)	釣合おもり底部すき間 巻胴式は対象外		—		—	
(4)	釣合おもりの各部 巻胴式は対象外		—		—	
(5)	釣合おもりの吊り車 巻胴式は対象外		—		—	
(6)	移動ケーブル及び取付部 かごの戸がない場合でもかご内照明灯等のケーブルがあれば対象		—		—	
(7)	かご非常止め装置		—		—	
(8)	釣合おもり非常止め装置 巻胴式は対象外		—		—	
6	**上記以外の検査項目**					
1(11)	プランジャーストローク ※業務基準書2017年版 P532参照 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) (mm)	mm	○			

要是正＝90%未満
要重点点検＝92%未満

該当する方を○で囲む。素線切れが無い場合両方を抹消する。

要是正＝94%未満
要重点点検＝96%未満を目安

H12..06.01
H24.06.07
H21.09.28
H12.06.01

検査項目の判定結果で要是正・要重点点検は必ず記入する。また既存不適格も記入する。

改善策の内容を具体的に記入する。

要是正で改善予定が未確定の場合は、なぜ予定がないのか見積中、提案中、検討中等理由を簡潔に記入すること。

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容	改善(予定)年月

段差解消機

検査結果表

（第1第1項第3号に規定する昇降機）　　（ 段差解消機 ）

検査資格者番号ではありません

		氏　名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

昇降機番号	

番号	検　査　項　目	検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
1	**駆動装置（油圧式以外）**　駆動装置が油圧式の場合は抹消のこと。					
(1)	電動機		—			
(2)	減速機		—			
(3)	ブレーキ **制動力** イ. かごに積載荷重の1．25倍の荷重を加え定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 積載荷重の1．25倍の荷重（　　kg） 定格速度（　　m／min） ロ. かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 制動距離の基準値（　　mm） mm		—			
(4)	駆動方式 ロープ式・巻胴式　主索 径の状況 最も摩耗した主索の番号（ 番号を記入 ） 直径（　　mm）未摩耗直径（　　mm） %					
	素線切れ 最も摩損した主索の番号（ 番号を記入 ） 該当する素線切れ判定基準（ 1-イ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下 1よりピッチ内の素線切れ数　本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数　本					
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆 （ あり ・ なし ） 谷部が赤錆色に見える主索の番号（　　） 直径（　　mm）　未摩耗直径（　　mm） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（　　） % 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数　本					
	主索本数　（ 本数を記入 本） 要重点点検の主索の番号（　　）要是正の主索の番号（　　）					
	ラックピニオン式 チェーンスプロケット式　鎖の摩耗 測定長さ（ B mm）基準長さ（ A mm）　伸び　% チェーンラックピニオン式　鎖の摩耗 測定長さ（ B mm）基準長さ（ A mm）　伸び　%					
2	**駆動装置（油圧式）**　駆動装置が油圧式以外の場合は抹消すること。					
(1)	空転防止装置		—			
(2)	油圧パワーユニット　油圧パワーユニットの取付けの状況		—			
(3)	電動機及びポンプ		—			
(4)	圧力計		—			
(5)	安全弁　銘板値（安全弁の作動圧力　MPa） （常用圧力　MPa） 測定値（安全弁の作動圧力　MPa）　常用圧力の　%		—			
(6)	逆止弁		—			
(7)	流量制御弁		—			
(8)	油タンク及び圧力配管		—			
(9)	作動油温度制御装置		—			

イ、ロのいずれかを選択し、該当するものを○で囲むこと。

要是正＝90%未満
要重点点検＝92%未満

S34.01.01
S57.12.01
H26.04.01

該当する方を○で囲む。素線切れが無い場合両方を抹消する。

要是正＝94%未満
要重点点検＝96%未満を目安

駆動方式で該当しない項目は抹消すること

要是正＝ 1.5 %以上

$\frac{B-A}{A} \times 100$

作動圧力(測定値)の常用圧力(銘板値)に対する比率150%以下

数字が入る箇所は規程値内の数字であることを確認すること。
また、抹消線が入る箇所も記入漏れがないよう注意すること。

番号	検査項目	検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
			昇降機番号			
(10)	ストップバルブ		—			H26.04.01
(11)	高圧ゴムホース					H26.04.01
(12)	圧力配管		—			
(13)	パンタグラフ式(下枠及びアーム)		—			
(14)	プランジャー		—			H26.04.01
(15)	プランジャーストッパー		—			
(16)	シリンダー		—			H26.04.01
(17)	主索又は鎖 主索 径の状況 最も摩耗した主索の番号(番号を記入) 直径(mm) 未摩耗直径(mm) %					H26.04.01
	素線切れ 最も摩損した主索の番号(番号を記 該当する素線切れ判定基準(素線切れが生じた部分の断面 70%超・70%以下 1よりピッチ内の れ数 本 1ピッチ内の 最大の素線切れ数 本					
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号( ) 直径(mm) 未摩耗直径(mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準( ) % 1構成より1ピッチ内の 最大の素線切れ数 本					
	主索本数 (本数を記入 本) 要重点点検の主索の番号( )要是正の主索の番号( )					
	鎖 摩耗:最も摩耗した鎖の番号(番号を記入) 測定長さ(B)(mm) 基準長さ(A)(mm) 伸び %					
	鎖本数 (本数を記入 本) 要重点点検の鎖の番号( ) 要是正の鎖の番号(					
(18)	主索又は鎖の伸び		—			
(19)	主索又は鎖の張り		—			H26.04.01
(20)	主索又は鎖の取付部		—			S34.01.01
(21)	主索又は鎖の緩み検出装置		—			S57.12.01 H26.04.01
3	**共通**					
(1)	救出装置		—			
(2)	制御器 開閉器及び遮断器		—			
(3)	接触器、継電器及び運転制御用基板					
(4)	ヒューズ		—			
(5)	絶縁 電動機の回路(300V以下・300V超) MΩ		—			
	制御器等の回路の300Vを超える回路 MΩ					
	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 MΩ					
	制御器等の回路の150V以下の回路 MΩ					
(6)	接地		—			S56.06.01
(7)	耐震対策		—			H21.09.28 H26.04.01
(8)	速度 定格速度 (m/min) → 報告書二面と同じであること 上昇 m/min 下降 m/min		—			
4	**かご室**					H21.09.28 H30.0401
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床		—			
(2)	かごの戸又は可動式の手すり		—			H21.09.28 H30.0401
(3)	かごの戸又は可動式の手すりのスイッチ		—			
(4)	かご操作盤及び表示器		—			H30.04.01 H30.04.01
(5)	リモートコントロールスイッチ		—			
(6)	外部への連絡装置					

要是正＝90%未満
要重点点検＝92%未満

該当する方を○で囲む。
素線切れが無い場合
両方を抹消する。

要是正＝94%未満
要重点点検＝96%未満を目安

該当しない方を抹消する。
又は該当する方を○で囲む。

$\frac{B-A}{A} \times 100$

該当する項目を○で囲む。

実測値は定格速度の125%以下であること。

昇降機番号	

番号	検 査 項 目	検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
(7)	非常停止スイッチ		—			
(8)	用途、積載量及び最大定員の標識		—			
(9)	車止め		—			
(10)	かごの床先と出入口の床先との水平距離		—			
(11)	かご非常止め装置 形 式 ： 速度検出式 ・ 緩み検出式		—			
(12)	かごのガイドシュー等		—			
(13)	かごの折りたたみ機構		—			
(14)	かごの着脱機構		—			
(15)	運転キー		—			
5	**乗り場及び昇降路**					
(1)	乗り場の操作盤		—			
(2)	乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチ		—			
(3)	ドアーロック		—			
(4)	非常停止スイッチ		—			
(5)	乗り場の戸又は可動式の手すり		—			
(6)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ		—			
(7)	移動ケーブル及びトロリー		—			
(8)	昇降路側壁等の囲い		—			
(9)	ガイドレール及びレールブラケット		—			
(10)	ガイドレール、駆動装置等のカバー		—			
(11)	障害物検出装置		—			
(12)	折りたたみレール		—			

H21.09.28 H30.04.01
H21.09.28 H30.04.01
H21.09.28
H26.04.01
H30.04.01 H21.09.28
H21.09.28
H21.09.28
H26.04.01

該当する項目を○で囲む。

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
1(4)	スクリューナット式	指摘なし			

検査項目の判定結果で要是正・要重点点検は必ず記入する。

改善策の内容は具体的に記入する。

要是正で改善予定が未確定の場合は、なぜ予定がないのか 見積中、提案中、検討中等理由を簡潔に記入すること。

ラックピニオン式

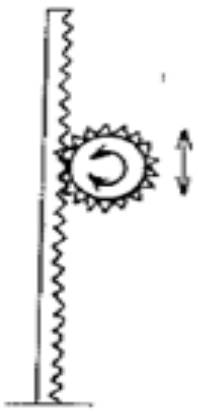

スクリューナット式

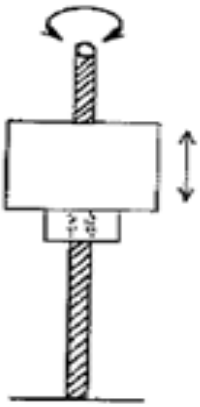

チェーン/スプロケット

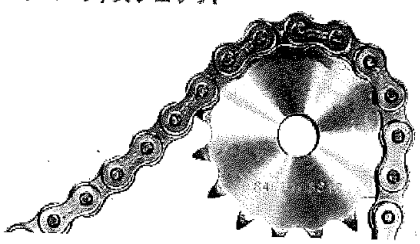

いす式階段昇降機

検査結果表

（第1第1項第4号に規定する昇降機）（いす式階段昇降機）

		氏　名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

昇降機番号	

番号	検　査　項　目				検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
1	**駆動装置**								
(1)	制御器	開閉器及び遮断器				—			
(2)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板							
(3)	制御器	ヒューズ				—			
(4)	制御器	絶縁	電動機の回路（300V以下・300V超）	MΩ		—			
			制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ					
			制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ					
			制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ					
(5)	制御器	接地				—			
(6)	電動機					—			
(7)	減速機					—			
(8)	ブレーキ	制動力 イ、いすに積載荷重の1．25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 積載荷重の1．25倍の荷重（　　kg） 定格速度（　　m／min） ロ、かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 制動距離の基準値（　　mm）		mm		—			
(9)	駆動方式	摩擦式（駆動ローラー）　右図参照							
		ラックピニオン式							
		チェーンスプロケット式	鎖の摩耗 測定長さ（B　mm）　基準長さ（A　mm）	伸び　%		—			
		チェーンラックピニオン式	鎖の摩耗 測定長さ（B　mm）　基準長さ（A　mm）	伸び　%					
(10)	検出装置					—			
(11)	駆動装置等のカバー					—			
(12)	かご非常止め装置 形式：　速度検出式　・　緩み検出式					—			
(13)	かごのガイドシュー等					—			
(14)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ					—			
(15)	充電池					—			
(16)	駆動装置等の耐震対策					—			
(17)	速度　定格速度（　　m／min）→報告書二面と同じであること			上昇　m／min 下降　m／min		—			

イ、ロのいずれかを選択し、該当するものを○で囲むこと。

該当する項目を○で囲む。

H26.04.01

$\frac{B-A}{A} \times 100$

駆動方式で該当しない項目は抹消すること。

S34.01.01
S57.12.01

該当する項目を○で囲む。

H26.04.01

S56.06.01
H21.09.28
H26.04.01

実測値は定格速度の125%以下であること。

数字が入る箇所は規程値内の数字であることを確認すること。
また、抹消線が入る箇所も記入漏れがないよう注意すること。

昇降機番号	

番号	検 査 項 目	検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
2	**いす関係**					
(1)	いす部		—			
(2)	いす操作盤のボタン等及び操作レバー		—			
(3)	いすの回転装置		—			
(4)	用途、積載量及び最大定員の標識		—			
(5)	障害物検出装置		—			
(6)	運転キー		—			
(7)	安全ベルト		—			
(8)	いすの折りたたみ機構		—			
3	**乗り場及び階段**					
(1)	乗り場の押しボタン等		—			
(2)	リモートコントロールスイッチ		—			
(3)	ガイドレール及びレールブラケット		—			
(4)	折りたたみレール		—			
(5)	移動ケーブル及びトロリー		—			
(6)	充電装置		—			
(7)	耐震対策		—			
4	**その他**					

H21.09.28

H26.04.01

S56.06.01
H21.09.28

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

検査項目の判定結果で要是正・要重点点検は必ず記入する。

改善策の内容は具体的に記入する。

要是正で改善予定が未確定の場合は、なぜ予定がないのか　見積中、提案中、検討中等理由を簡潔に記入すること。

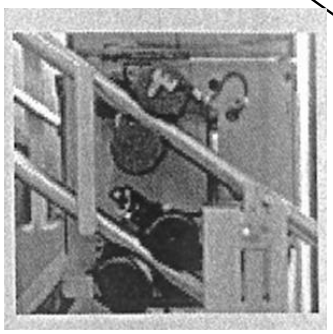

摩擦式(駆動ローラー)

特殊な構造を有するエレベーターの検査結果表の記入例

特殊な構造を有する部分の検査については、「上記以外の検査項目」欄に記入してください。

① 可変速方式エレベーター　抹消項目

別記第一号（主索又は鎖で吊るエレベーターの検査結果表）から抜粋

番号	検査項目			検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
1	機械室（機械室を有しないエレベーターにあっては、共通）							
(19)	速度　定格速度（ 60 m／min）		上昇 60 m/min 下降 60 m/min					
2	共通							
(1)	かご側調速機	過速スイッチの作動速度　（定格速度の　%）	m/min					
		キャッチの作動速度　（定格速度の　%）	m/min					
(2)	釣合おもり側調速機	キャッチの作動速度 （かご側キャッチの作動速度の　%）	m/min					

定格速度（60）モード時の測定値を記入する。

抹消線を引く。

② 特殊な可変速方式エレベーター　抹消項目（三菱製スーパー可変速）

別記第一号（主索又は鎖で吊るエレベーターの検査結果表）から抜粋

番号	検査項目			検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
1	機械室（機械室を有しないエレベーターにあっては、共通）							
(19)	速度　定格速度（　m／min）		上昇　m/min 下降　m/min					
2	共通							
(1)	かご側調速機	過速スイッチの作動速度　（定格速度の　%）	m/min					
		キャッチの作動速度　（定格速度の　%）	m/min					
(2)	釣合おもり側調速機	キャッチの作動速度 （かご側キャッチの作動速度の　%）	m/min					

抹消線を引く。

③ 主索に平形ロープを使用しているエレベーター　抹消項目

別記第一号（主索又は鎖で吊るエレベーターの検査結果表）から抜粋

番号	検査項目			検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
2	共通							
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況　最も摩耗した主索の番号（　） 直径（　mm）　未摩耗直径（　mm）	%				
			素線切れ 最も摩損した主索の番号　（　） 該当する素線切れ判定基準　（　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超　・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数　本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数　本				
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 （ あり ・ なし ） 谷部が赤錆色に見える主索の番号（　） 直径（　mm）　未摩耗直径（　mm） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（　）	% 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数　本				
			主索本数（　本） 要重点点検の主索の番号（　）　要是正の主索の番号（　）					
		鎖	摩耗　最も摩耗した鎖の番号（　） 測定長さ（　mm）　基準長さ（　mm）	伸び　%				
			鎖本数（　本） 要重点点検の鎖の番号（　）　要是正の鎖の番号（　）					

抹消線を引く。

④ リニア式エレベーター　抹消項目

番号	検査項目	検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
1	機械室（機械室を有しないエレベーターにあっては、共通）					
(3)	機械室床の貫通部					
(10)	階床選択機					
(11)	減速歯車					
(12)	綱車又は巻胴					
(13)	軸受					
(16)	電動機					
(17)	電動発電機					
1(15)	そらせ車					
4(5)	頂部綱車					

抹消線を引く。

「頂部そらせ車」があるためどちらかが対象

特殊な構造を有するエレベーターの検査結果表の記入例

① 可変速方式エレベーター　追加項目

別記第一号（主索又は鎖で吊るエレベーターの検査結果表）から抜粋

番号	検査項目		検査結果 指摘なし	検査結果 要重点点検	検査結果 要是正	既存不適格	担当検査者番号
8	上記以外の検査項目						
(1)	2(1) かご側調速機	過速スイッチの作動速度　112　m/min （最大速度　90　m/minの　124　%） キャッチの作動速度　120　m/min （最大速度　90　m/minの　133　%）					
(2)	2(2)釣合おもり側調速機	キャッチの作動速度　125　m/min （かご側キャッチの作動速度の　104　%）					
(3)	電子化終端階強制減速装置	認定内容により記入する。					

定格速度 60 m/min、中間負荷定格速度 90 m/minの場合の記入例

② 特殊な可変速方式エレベーター　追加項目（三菱製スーパー可変速）

別記第一号（主索又は鎖で吊るエレベーターの検査結果表）から抜粋

番号	検査項目		検査結果 指摘なし	検査結果 要重点点検	検査結果 要是正	既存不適格	担当検査者番号
8	上記以外の検査項目						
(1)	1(19) 速度	定格速度（　60　m／min）　上昇　75　m/min　下降　72　m/min					
(2)	2(1) かご側調速機	過速スイッチの作動速度　130　m/min （最大速度　105　m/minの　124　%） キャッチの作動速度　140　m/min （最大速度　105　m/minの　133　%）					
(3)	2(2)釣合おもり側調速機	キャッチの作動速度　146　m/min （かご側キャッチの作動速度の　104　%）					
(4)	電子化終端階強制減速装置	認定内容により記入する。					

定格速度 60 m/min、中間負荷定格速度 105 m/minの場合の記入例

③ 主索に平形ロープを使用しているエレベーター　追加項目（オーチス製）

別記第一号（主索又は鎖で吊るエレベーターの検査結果表）から抜粋

番号	検査項目				検査結果 指摘なし	検査結果 要重点点検	検査結果 要是正	既存不適格	担当検査者番号
8	上記以外の検査項目								
	平形ロープ	MFL	DI（破損係数）	判断基準					
			6.60未満	良好					
	□300（厚さ）×30.00（幅）mm（　）本		6.60～7.00	要重点点検					
	□300（厚さ）×60.00（幅）mm（　）本		7.00を超える	要是正					
	要重点点検ロープNo.（ ）、要是正ロープNo.（ ）				○				
	平形ロープ	RBI	LED表示	判断基準					
	□MFL使用　DI値（　）		点滅1回	良好					
	□RBI使用　点滅回数（　）		点滅5回	要重点点検					
			点滅6回	要是正					
	外観の状態		判定基準						
	コードが外部より見える又は露出した状態		要是正		○				
	ウレタンジャケットに恒久的な変形がある		要是正		○				

MFL・RBI共通

MFL使用の場合

RBI使用の場合

いずれかを選択し、レでチェックする。

MFL・RBI共通

④ リニア式エレベーター　追加項目（オーチス製）

番号	検査項目	検査結果 指摘なし	検査結果 要重点点検	検査結果 要是正	既存不適格	担当検査者番号
8	上記以外の検査項目					
(1)	上部二次側固定子取り付け部					
(2)	二次側固定子					
(3)	リニアモーター					
(4)	リニアモーターガイドローラー					
(5)	可動・固定子間隔異常検出					
(6)	下部二次側固定子取付部					

主索・調速機ロープ及び鎖の判定基準（簡易表）

（1）主索

《平成29年1月26日現在》

記号	摩損状況等			要重点点検		要是正	
				6より	8より	6より	8より
	主索の直径		直径摩耗（最も摩耗が進んだ部分の径）	92%未満		90%未満	
1	素線切れの状況	平均的に分布	1よりピッチ内の素線切れ総数	18本超え(19本以上)	24本超え(25本以上)	24本超え(25本以上)	32本超え(33本以上)
			1構成1ピッチ内の素線切れ数	3本超え(4本以上)		4本超え(5本以上)	
2		特定の部分	1よりピッチ内の素線切れ総数	9本超え(10本以上)	12本超え(13本以上)	12本超え(13本以上)	16本超え(17本以上)
			1構成1ピッチ内の素線切れ数	7本超え(8本以上)		9本超え(10本以上)	
3		断面積70%以下	1ピッチ内の素線切れ数	○（素線切れが1・2本ある場合）		2本超え(3本以上)	
4		谷部	素線切れ			素線切れがある	
1	錆の状況	錆及び錆びた摩耗粉				錆及び錆びた摩耗粉が多量で素線の状況が確認できない	
2						表面に点状の腐食が多数ある	
3						錆びた摩耗粉により、谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分と比較して94%未満である	
4				錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある		錆びた摩耗粉により、谷部が赤錆色に見える部分の1構成1ピッチ内素線切れが2本超え(3本以上)	
				当該箇所の主索の直径が綱車とかからない部分の直径と比較して96%未満（目安）			

素線破断・錆判定基準記号		
記号	判定基準	
	－	直径が摩耗している場合
1	素線切れの状況	素線切れが平均的に分布する場合
2		素線切れが特定の部分に集中している場合
3		素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合
4		谷部で素線切れが生じている場合
1	錆の状況	錆及び錆粉が多量に付着している場合
2		点状の腐食が多数生じている場合
3		錆びた摩耗粉により、谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合
4		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合

判定結果記号	
記号	判定結果
イ	要是正判定の場合
ロ	要重点点検判定の場合
ハ	指摘なしの場合

注1)素線：上記判定記号以外に、主索に直径摩耗、損傷、変形（浮き、沈み、もどり）等がある場合は『要是正』となるため、
上記の判定記号1～4以外の、『摩耗-イ』、『損傷-イ』、『変形-イ』等と判定基準欄に記入すること。

（2）鎖

判定		要重点点検	要是正
全長	目視確認	給油不足	損傷、変形、捻じれ、腐食等
摩耗	摩耗量（伸び率）確認		1.5% 以上

《 伸び率計算式 ＝（実測長さ－基準長さ）÷基準長さ 》

主索構成及び素線摩耗足70%限界値一覧 他

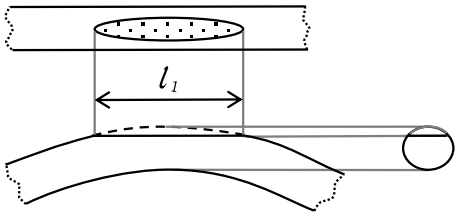

ワイヤーロープ

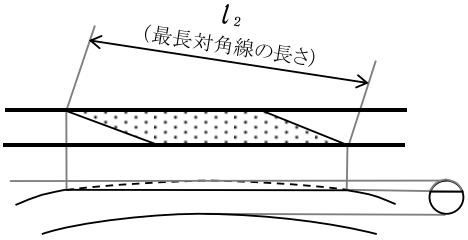

異 形 線 ロ ー プ

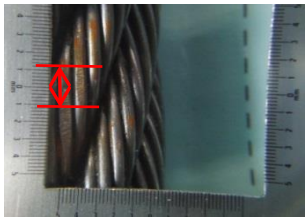

素線摩耗足実測例
《平成29年1月27日現在》

主索直径 (単位:mm)	主索の構成記号及び素線摩耗足長さ(L)						
	ワイヤーロープ					異形線ロープ	
	6×S(19)	6×Fi(25)	8×S(19)	6×W(19)	8×Fi(25)	8×P・S(19)	8×P・Fi(25)
5	2.0	—	—	—	—	—	—
6	—	—	3.3	—	—	—	—
6.3	—	—	—	2.5	—	—	—
8	—	3.0	2.8	3.2	2.6	—	—
10	—	—	3.6	4.0	3.3	4.3	3.7
12	—	—	4.2	4.8	4.0	5.2	4.5
14	—	—	4.9	5.6	4.4	6.1	5.2
16	—	—	5.6	6.3	5.4	6.9	6.0
18	—	—	6.3	7.2	6.2	7.8	6.7
20	—	—	7.1	8.1	6.5	—	—
主索形状	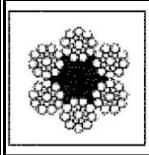	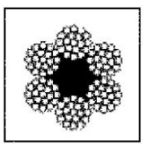	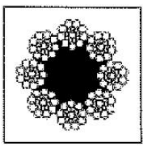	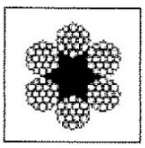	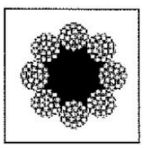	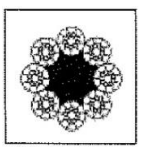	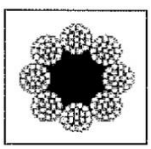
素線数構成	6×(1+9+9)	6×{1+6+(6)+12}	8×(1+9+9)	6×{1+6+(6+6)}	8×{1+6+(6)+12}	8×(1+9+9)	8×{1+6+(6)+12}

主索のよりかた	普通Zより	普通Sより	ラングZより	ラングSより

主索直径の許容値(JIS基準)		
(1)公称径10mm未満＝	+10 −0	%
(2)公称径10mm以上＝	+7 −0	%

主索より構成概要

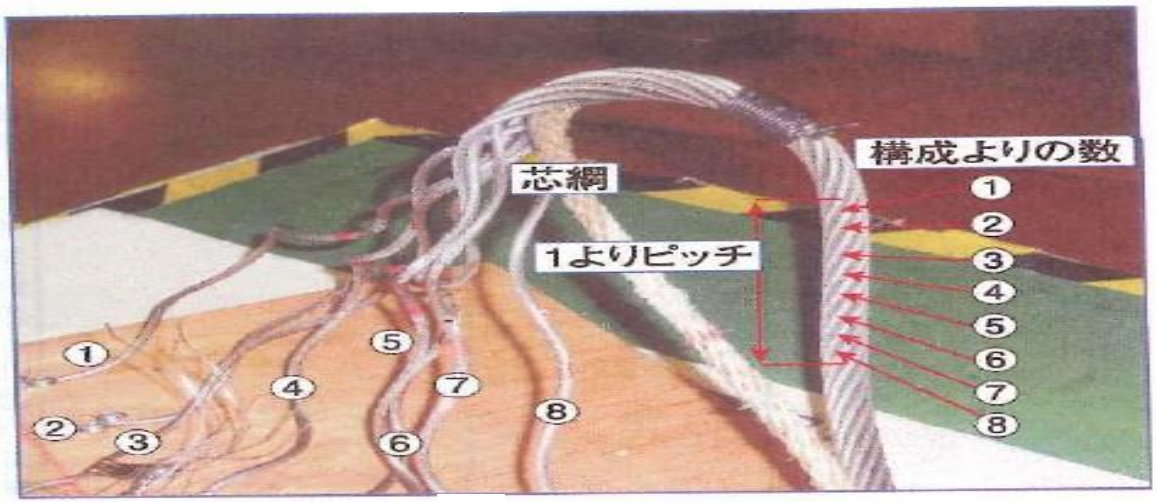

主索・調速機ロープの径・素線切れ・錆　判定フローチャート

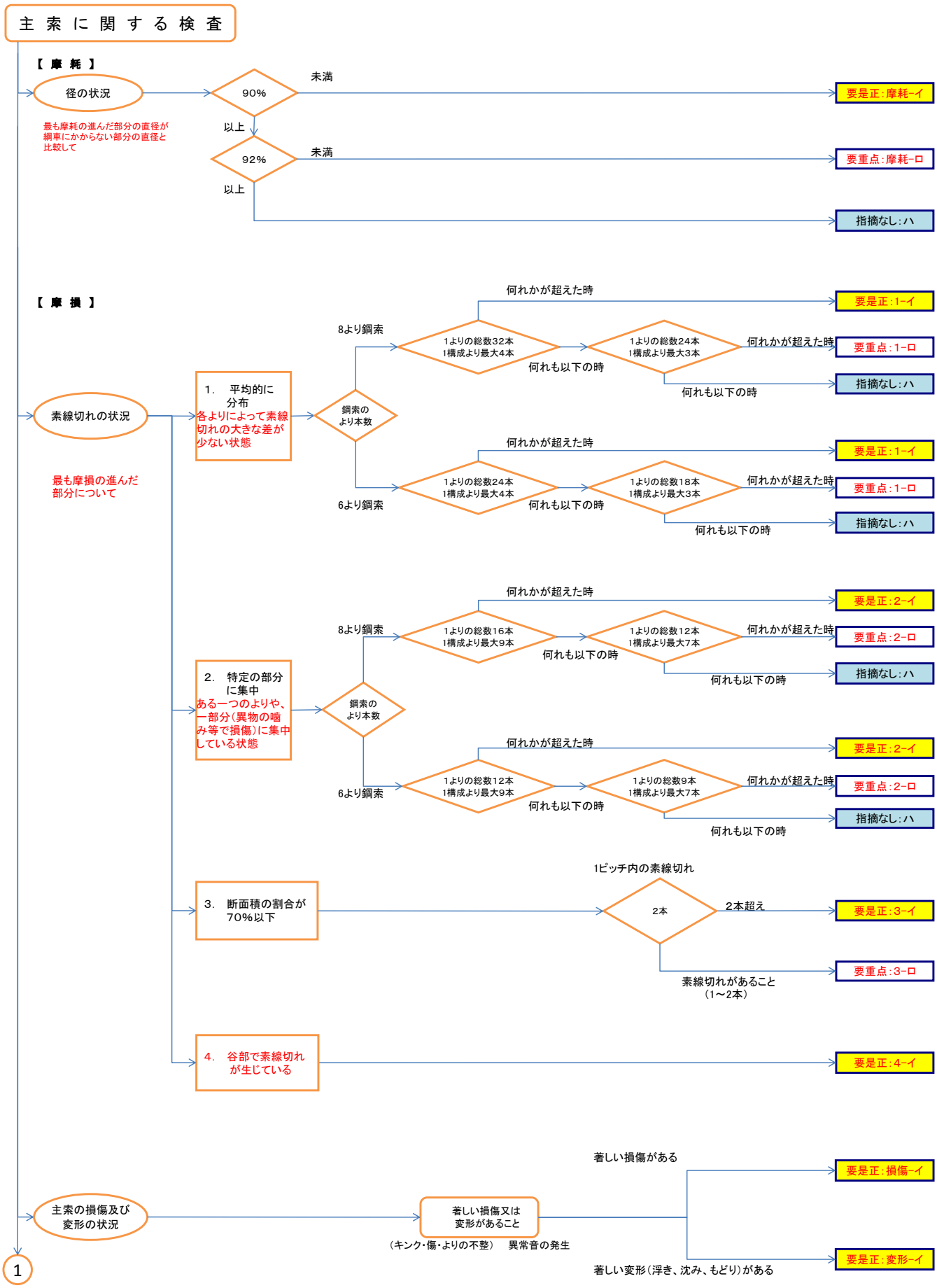

主索・調速機ロープの径・素線切れ・錆　判定フローチャート

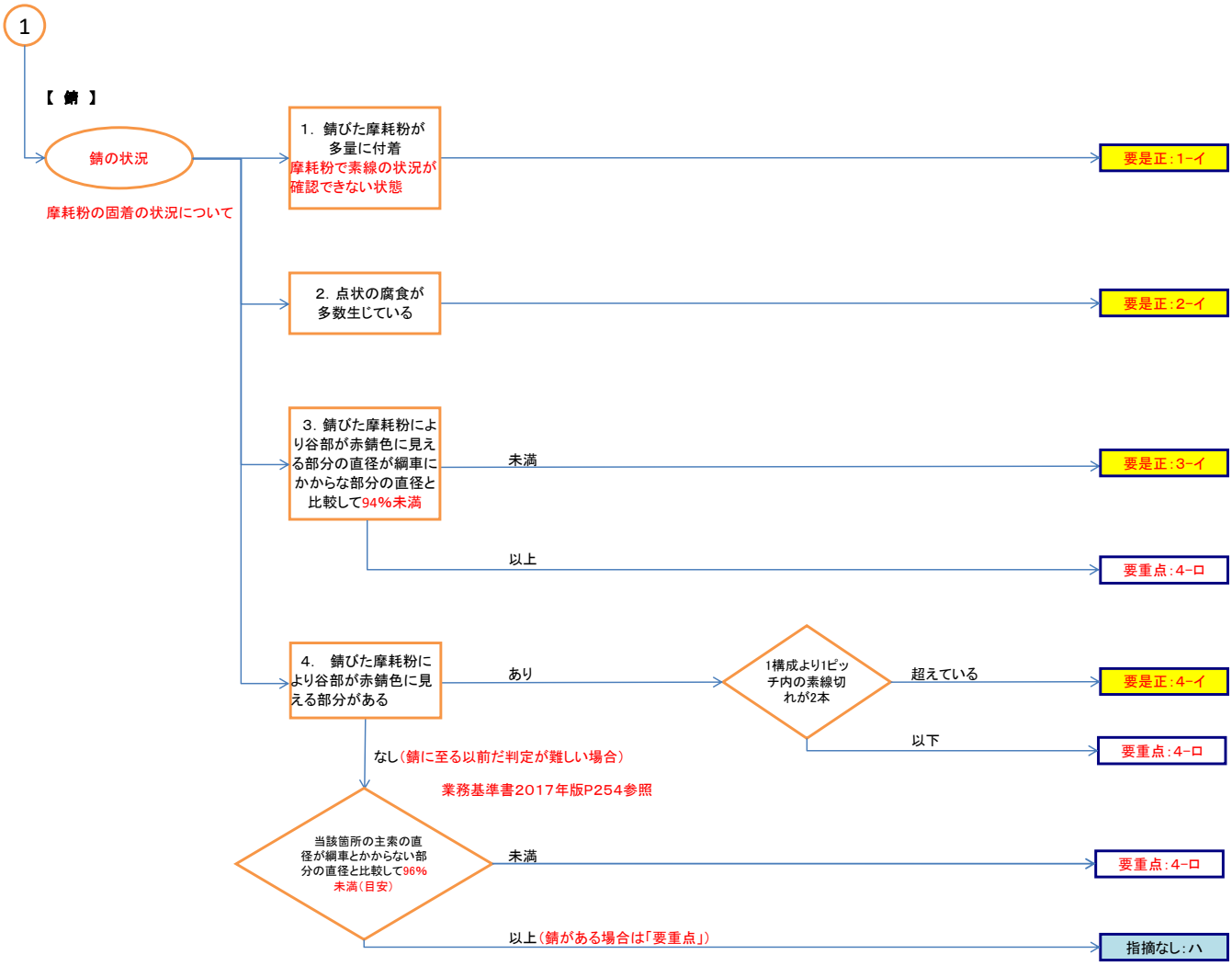

別 添

安全確保のための改善措置が必要である構造のブレーキ（要改善ブレーキ）判定フロー

戸開走行保護装置(UCMP)付のエレベーターは、対象外とする。
ギヤの逆効率の関係で、ブレーキが開いてもかごが動かないものは、対象外とする。

○構造的な安全性1　（簡易判定）

ライニング等が全摩耗するまでプランジャー等の移動が拘束されない構造。

○引きずり防止の措置

ブレーキスイッチがあり、ブレーキスイッチが作動している時は、確実にブレーキが開放していること。

○引きずり検出の措置

ブレーキの引きずり検知できる温度ヒューズ又は温度センサーがあり有効に機能すること。

○引きずり防止の設計（3項を満足すること）

・ブレーキスプリングのばね力が基準範囲内の最大力の場合に、適用する最大負荷時間率（%ED）によるコイル温度上昇かつ供給電圧が定格電圧の85%でもプランジャー推力により解放可能であること。
・プランジャーの許容移動範囲内でプランジャー推力がブレーキスプリングのばね力より低下しないこと。
・ブレーキスプリングのばね力を基準範囲内とし調整メモリ板等で長さを規定していること。

○構造的な安全性2　（一般判定）（2項目を満足すること）

・ライニングが摩耗により、要是正となる暑さ前にプランジャーがストロークリミッター等に当たり、ブレーキの保持力がなくなる構造ではない。
・ブレーキライニングの厚さが要是正の値になった場合でもプランジャー推力がブレーキスプリングのばね力より低下しないこと。（コイル温度上昇、供給電圧低下を考慮）

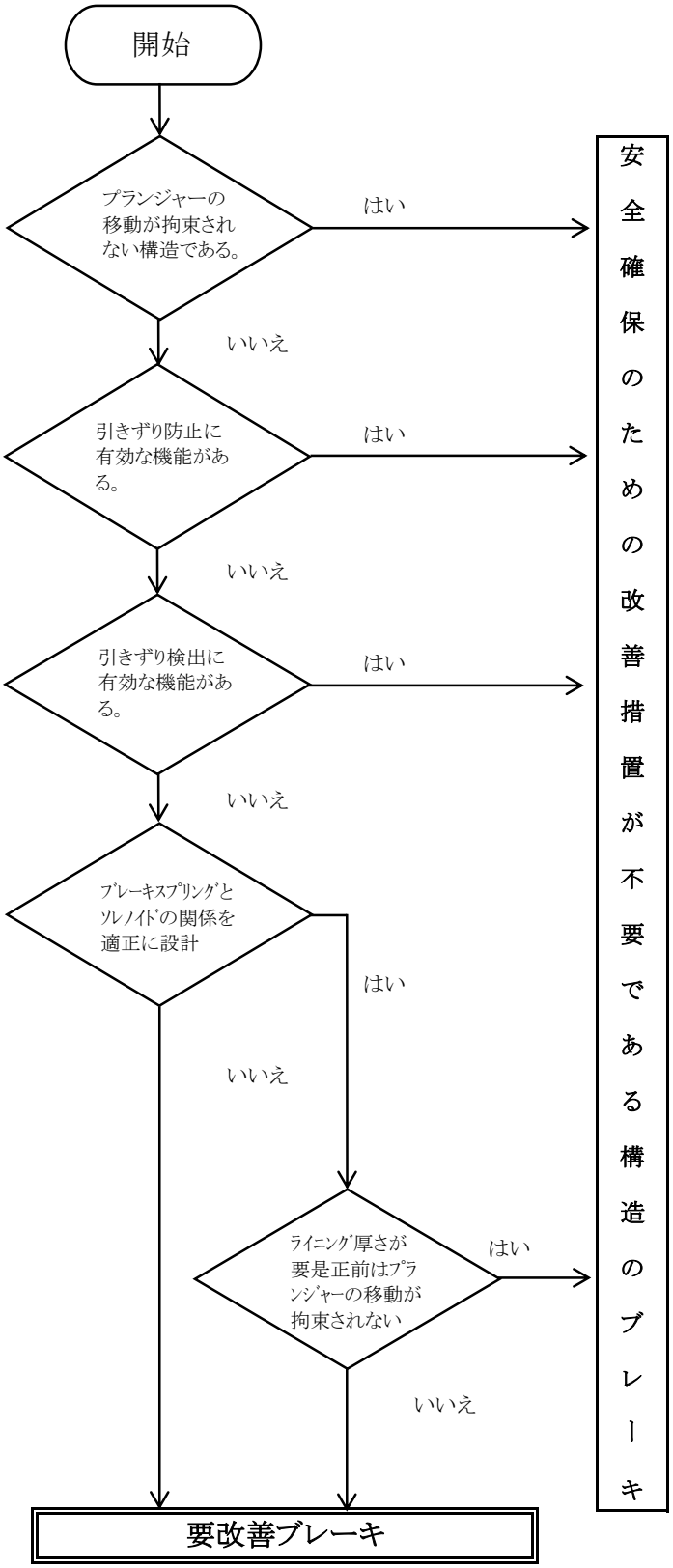

要改善ブレーキ判定フローの説明

判定	判定項目	判定内容（複数項目は全て満足すること）
○構造的な安全性1 （簡易判定）	プランジャーの移動が拘束されない構造である。	初期設定から調整をしないで、ブレーキライニングが全摩耗するまで、アームがスプリング力によりドラムを締め付ける。又はスプリング力により可動鉄心を押すことができる構造である。
○引きずり防止の措置	引きずり防止に有効な機能がある。	ブレーキスイッチ（ブレーキライニングの動作感知装置）があり、ブレーキスイッチが作動している時は、ブレーキドラムとブレーキライニングに隙間があり確実にブレーキが開放していること。
○引きずり検出の措置	引きずり検出に有効な機能がある。	ソレノイドのコイルが一部短絡故障した場合でも、ブレーキの引きずりを検知できる温度ヒューズ又は温度センサーがアーム等に固着され、そのセンサー等の信号によりエレベーターを停止させる機能を有する。
○引きずり防止の設計	ﾌﾞﾚｰｷｽﾌﾟﾘﾝｸﾞとｿﾚﾉｲﾄﾞの関係を適正に設計	ブレーキスプリングのばね力が基準範囲内の最大力の場合に、エレベーターに適用する最大負荷時間率（%ED）によるコイル温度上昇かつ供給電圧が定格電圧の85%いかに低下してもプランジャー推力によりブレーキが解放可能である。
		設計上のプランジャーの許容移動範囲内では、プランジャー推力が低下しブレーキスプリングのばね力を下回りブレーキ引きずりを起こさないこと。（コイル温度上昇、供給電圧低下を考慮）
		ブレーキスプリングのばね力を基準範囲内にする為、調整メモリ板等で長さを規定し人為的ミスを防止している。 又はブレーキスプリング長さを最短にした最大締付力の場合で、コイル電流を考えられる最小値にしてもブレーキ開放を確認している。
○構造的な安全性2 （一般判定）	ﾗｲﾆﾝｸﾞ厚さが要是正前はﾌﾟﾗﾝｼﾞｬｰの移動が拘束されない	ライニングが摩耗により、要是正となる厚さ前にプランジャーがストロークリミッター等に当たり、ブレーキの保持力がなくなる構造ではない。 ライニングの摩耗量測定をブレーキ余裕ストロークの測定にて換算することが可能なブレーキでは、ライニングの要是正判定基準をストローク判定基準により判定しても良い。
		ブレーキライニングの厚さが要是正の値となった場合でもプランジャー推力がブレーキスプリングのばね力より低下しないこと。（コイル温度上昇、供給電圧低下を考慮）

*ライニングには、ディスクブレーキのパッドも含まれる。

検査結果表確認ポイント①　　（詳細は昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書2017年板P.226～P.229を参照）

1（6）電動機主回路接触器の主接点（ブレーキ用も同様）

（1）目視確認結果「適・否・確認不可」の判定

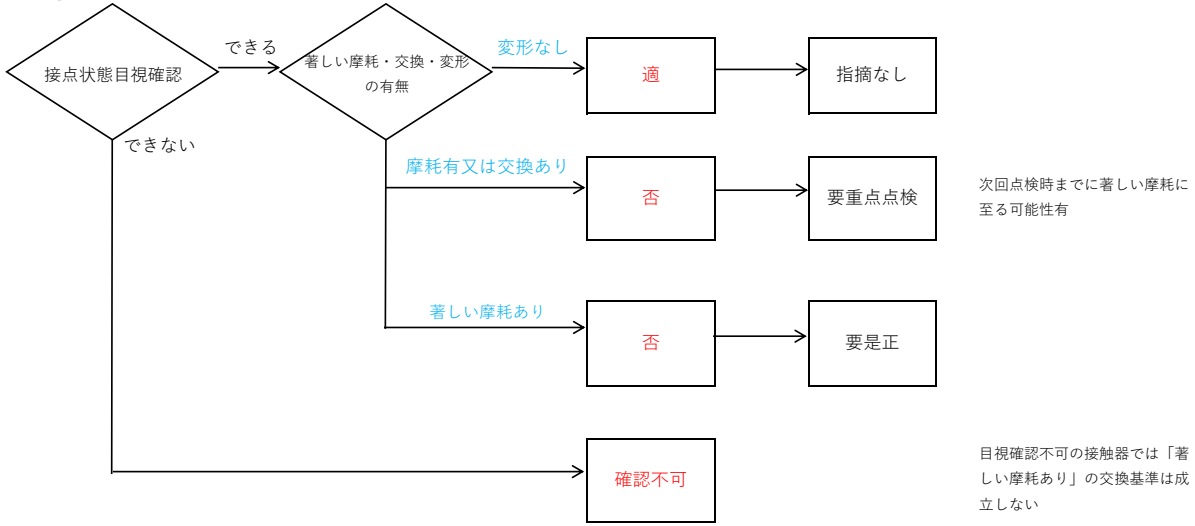

次回点検時までに著しい摩耗に至る可能性有

目視確認不可の接触器では「著しい摩耗あり」の交換基準は成立しない

（2）フェールセーフ設計「該当する・該当しない」の確認　（製造者のホームページ等にて確認）

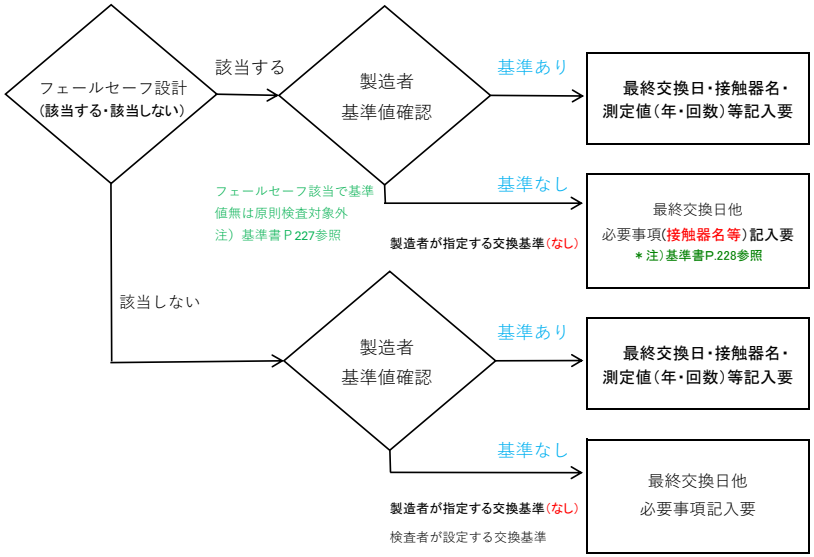

エレベーター

既　存　不　適　格　事　項　一　覧　表

検査結果表№欄に示す番号はロープ式エレベーター(＊印は油圧式エレベーター)の検査項目の番号を示しています。

検査結果表№	検査項目 (検査事項)	既存不適格事項	改善する場合の対応	根拠法令 (施行年月日)	乗用及び人荷用	寝台用	自動車用	荷物用
1(1) *1(1)	■機械室への通路及び出入り口戸	■ 階段の構造 ■ 戸の施錠 ■ 通路及び戸の構造	■階段のけあげは23cm以下、踏面は15cm以上に改善 ■側壁又は手すりの取付 ■通路及び出入り口の幅70cm以上、高さ1.8m以上の施錠できる鋼製の戸に改善	令第129条の9第四号 令第129条の9第五号 (昭和46年1月1日)	○	○	○	○
1(2) *1(2)	■機械室内の状況並びに照明設備及び換気設備等	■ 換気設備	■換気上有効な開口部又は換気設備の取付	令第129条の9第三号 (昭和46年1月1日)	○	○	○	○
1(4) *1(3)	■救出装置	■ 救出用ワイヤーロープの固定措置	■救出用ワイヤーロープの固定	平12年国告示第1413号 第1項第一号ロ、第三号ト (平成24年8月1日)	○	○	○	○
1(18) *1(20)	■駆動装置等の耐震対策	■ ロープガード等の有無又は寸法 ■ 駆動装置の転倒移動防止措置(油圧駆動装置含む) ■ 電動発電機の転倒移動防止措置 ■ 制御盤等の転倒移動防止措置 ■マシンビーム(平25国告第1047号に)適合しない	■ロープガード等の取付又は寸法が基準を満たすようにする ■駆動装置、電動発電機、制御盤等の転倒移動防止措置の改善 ■マシンビームの(平25国告第1047号に)改善	令第129条の4第3項第四号 (昭和56年6月1日) 令第129条の8第1項 平21国告示703号 平20国告示1498号 (平成21年9月28日) 平25国告示第1047号 (平成26年4月1日)	○	○	○	○
*1(19)	■高圧ゴムホース	■ 高圧ゴムホースが(平25国告第1047号に)適合しない	■高圧ゴムホースの(平25国告第1047号に)改善	平25国告示第1047号 (平成26年4月1日)	○	○	○	○
*2(1)	■圧力配管	■ 圧力配管が(平25国告第1047号に)適合しない	■圧力配管の(平25国告第1047号に)改善	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)	○	○	○	○
2(3) *2(3)	■主索又は鎖	■ 主索(鎖)が(平25国告第1047号に)適合しない	■主索(鎖)の(平25国告第1047号に)改善	平25国告示第1047号 (平成26年4月1日)	○	○	○	○
2(5) *2(5)	■主索又は鎖及び調速機ロープの取付部	■ 主索(鎖)取付が(平25国告第1047号に)適合しない	■主索(鎖)取付の(平25国告第1047号に)改善	平25国告示第1047号 (平成26年4月1日)	○	○	○	○
2(6) *2(6)	■主索又は鎖の緩み検出装置(巻胴式及び間接式油圧エレベーター) (主索又は鎖の緩み検出装置＝主索又は鎖が緩んだ時に、動力を自動的に切る装置)	■ 主索(鎖)の緩み検出装置	■主索(鎖)の緩み検出装置の取付	令第129条10の2項 (昭和57年12月1日) ＊巻胴式 平12建告第1423号 第2第七号、第5第二号ロ (昭和34年1月1日) (平成12年6月1日)	○	○	○	○
2(8) *2(7)	■はかり装置 (過荷重検出装置)	■ はかり装置 (過荷重検出装置)	■はかり装置(過荷重検出装置)	令第129条10の3項 第四号イ (昭和46年1月1日)	○	○	—	—
*2(8)	■プランジャー	■ プランジャーが(平25国告第1047号に)適合しない	■プランジャーの(平25国告第1047号に)改善	平25国告示第1047号 (平成26年4月1日)	○	○	○	○
*2(10)	■シリンダー	■ シリンダーが(平25国告第1047号に)適合しない	■シリンダーの(平25国告第1047号に)改善	平25国告示第1047号 (平成26年4月1日)	○	○	○	○
2(9) *2(13)	■戸開走行保護装置 (戸開走行保護装置＝何らかの理由によって戸が閉じる前にかごが昇降した場合に、かごを停止させる装置)	■ 戸開走行保護装置	■戸開走行保護装置の取付	令第129条10の3項第一号イロ (平成21年9月28日)	○	○	○	○
2(10) *2(14)	■地震時管制運転装置(昇降行程7m以下の乗用、人荷用及び寝台用は適用除外)	■ P波センサー ■ S波センサー ■ 予備電源装置 ■ かご内表示装置	■地震時管制運転装置(P波センサー、S波センサー、予備電源装置、表示装置)の取付	令第129条10の3項第二号 平20国告示1536号第2 (平成21年9月28日)	条件付き ○	条件付き ○	条件付き ○	条件付き ○
3(1) *3(1)	■かごの壁又は囲い、天井及び床	■ 手すり(かごの壁等にガラスを使用する場合)	■手すり支えの取付 (ガラス以外部分に取付)	平20国告示1455号第1 第五号ロ (平成22年9月28日)	○	○	○	○
3(2) *3(2)	■かごの戸及び敷居	■自動閉鎖する戸の反転作動機能 ■ 乗用、寝台用エレベーターのかごの戸 ■ かごの戸相互間及び敷居間のすき間 ■出入り口の戸のすき間(収縮戸)	■戸の反転機能を有する装置の取付 ■かごの戸を引き戸に交換 ■かごの戸相互間及び敷居間のすき間を8mm以下(ただし、上げ戸、下げ戸又は上下戸である場合は9.5mm以下)に改善	平20国告示1455号 第2第第三号、第四号 第七号 (平成21年9月28日) 平20国告示1455号 第2第二号 (平成22年9月28日)	○	○	○	○
3(6) *3(8)	■かご操作盤及び表示器	■ かご操作盤及び表示装置	■かご操作盤(表示)の改善	平12年建告示第1413号 第1第七号イ (平成21年9月28日)	－	－	○	－
3(11) *3(12)	■かごの照明設備	■ 照明設備の照度	■床面で50ルックス以上(乗用及び寝台用以外の場合は25ルックス以上)の照度を保つように改善	平20国告示1455号 第1第八号 (平成21年9月28日)	○	○	○	○

検査結果表No.	検査項目（検査事項）	既存不適格事項	改善する場合の対応	根拠法令（施行年月日）	乗用及び人荷用	寝台用	自動車用	荷物用
3(12) *3(13)	■停電灯装置	■ 停電灯装置	■停電した時に、床面で1ルックス以上の照度を30分以上確保できる照明設備の取付	令第129条10の3項 第四号ロ (昭和46年1月1日)	○	○	—	—
3(13) *3(14)	■かご床先	■ かご床先と昇降路壁との水平距離 ■ かご床先と出入口床先との水平距離	■かご床先と昇降路壁とのすき間を12.5cm以下に改善 ■かご床先と出入口床先とのすき間を4cm以下に改善	令第129条の7第四号 (昭和56年6月1日) 平25国告示第1050号 (平成26年4月1日)	○	○	—	—
4(5)	■頂部綱車	■ 頂部綱車が(平25国告第1047号に)適合しない	■頂部綱車の(平25国告第1047号に)改善	平25国告示第1047号、第一号、第二号、第三号 (平成26年4月1日)	○	○	○	○
4(7) *4(10)	■かごの非常救出口	■ 非常救出口のスイッチ ■ 非常救出口の施錠装置 ■ 天井救出口及び側部救出口の両方がある	■非常時において、かご内の人を安全にかご外に救出するために、スイッチ及び施錠装置の取付	令第129条の6 第一号、第四号 (昭和46年1月1日) 平12建告示1413号 第1第一号イ 平20建告示1455号 第1第二号 (平成21年9月28日)	○	○	○	—
	天井救出口のないエレベーターを規定(平12建国1413号第1号第一号イ)							
4(10)	■ガイドレール及びレールブラケット	■ ガイドレール及びレールブラケットが(平25国告第1047号に)適合しない	■ ガイドレール及びレールブラケットの(平25国告第1047号に)改善	平25国告示第1047号 第一号、第二号、第三号 (平成26年4月1日)	○	○	○	○
4(11) *4(13)	■施錠装置	■ 施錠装置のロック機構 ■ ~~煙感知器の点検口~~(対象除外)	■施錠装置のロック機構及び係合寸法を7mm以上に改善 ■ ~~煙感知器の点検口にスイッチ取付等の改善~~(H29年4月1日より対象除外)	令第129条の7第三号 平20国告示1447号 第二・四・六号 (平成21年9月28日) 平20国告示1447号第三号 (平成24年8月1日)	○	○	○	○
4(12) *4(14)	■昇降路における壁又は囲い	■点検口自動閉鎖及び施錠	■昇降路壁1.8m以下に設けた点検口を自動閉鎖及び施錠装置付に改善	平20国告示第1454号 第一号ニ (平成24年6月7日)	○	○	○	○
4(13) *4(15)	■乗り場の戸及び敷居	■ 乗用、寝台用エレベーターの乗り場戸 ■ 戸相互間及び敷居間のすき間	■乗り場の戸を引き戸に交換する ■戸相互間及び敷居間のすき間を6mm以下(上げ戸、下げ戸又は上下戸である場合は9.5mm以下)に改善	平20国告示第1454号 第六号 (平成22年9月28日) 平20国告示1454号 第七号、第八号 (平成21年9月28日)	○	○	○	○
4(14) *4(16)	■昇降路内の耐震対策	■ かご、つり合いおもりの脱レール防止 ■ ガイドレールのかかり代不足 ■ 主索及び調速機用綱車のロープガードの有無又は寸法 ■ 調速機ロープ、移動ケーブル、つり合いおもり用ロープ(鎖)等の突出物に対する保護措置	■脱レール防止装置の取付 ■ガイドレールとのかかり代の改善 ■ロープガードの取付又は設置寸法が基準を満たすよう改善 ■保護金網、保護線、プロテクター、テープガイド等の改善	令第129条の4第3項 第三号、第四号 令第129条の7第五号 (昭和56年6月1日) 平20国告示1494号 平20国告示1495号 平20国告示1498号 (平成21年9月28日)	○	○	○	○
4(16)	■釣合おもりの各部	■ 釣合おもり枠が(平25国告第1048号に)適合しない	■釣合おもり枠の(平25国告第1048号に)改善	平25国告第1048号 (平成26年4月1日)	○	○	○	○
5(3) *5(3)	■乗り場の戸の遮煙構造	■ 乗り場の戸の遮煙構造材の劣化等	■乗り場の戸の遮煙構造材の改善	昭48建告示第2563号 第1第一号 (平成14年6月1日)	○	○	○	○
6(12) *6(11)	■ピット内の耐震対策	■ 主索及び調速機のロープガードの有無又は寸法 ■ ガイドレールとのかかり代 ■ ピット内の突出物への保護措置	■ロープガードの取付又は設置寸法が基準を満たすよう改善 ■ガイドレールとのかかり代の改善 ■突出物への保護の改善	令第129条の7第五号 (昭和56年6月1日) 平20国告示1494号 平20国告示1495号 平20国告示1498号 令第129条の4第3項 第三号、第四号 (平成21年9月28日)	○	○	○	○

一般社団法人　千葉県昇降機等検査協議会(令和6年6月21日現在)

エスカレーター　検査結果表No.欄に示す番号はエスカレーターの検査項目の番号を示しています。

検査結果表No.	検　査　項　目	既存不適格事項	改善する場合の対応	根　拠　法　令（施行年月日）
3(6)	■踏段相互のすき間	■ 踏段相互のすき間	■踏段相互のすき間の調整(5mm以下)	令129条の12第1項第一号 平12建告示第1417号第1第一号、二号 （平成12年6月1日）
3(7)	■スカートガード	■ 踏段とスカートガードのすき間	■踏段とスカートガードのすき間の調整（5mm以下）	令129条の12第1項第一号 平12建告示第1417号第1第一号第二号 （平成12年6月1日）
4(1)	■インレットスイッチ	■ インレットスイッチ	■インレットスイッチの取付	令129条の12第5項 平12建告示第1424号第二号ホ （昭和56年6月1日）
	（インレットスイッチ＝ハンドレールの入り込み口に異物又は利用者の手、指等が引き込まれた時に運転を停止させるスイッチ）			
4(3)	■スカートガードスイッチ	■ スカートガードスイッチ	■スカートガードスイッチの取付	令129条の12第5項 昭和56年6月1日） 平12建告第1424号第二号ニ （平成12年6月1日）
	（スカートガードスイッチ＝踏段の側面とスカートガードとの間に靴等が強く当たるか挟まった時に運転を停止させるスイッチ）			
4(7)	■ハンドレール停止検出装置	■ハンドレール停止検出装置の有無	■ハンドレール停止検出装置の取付	令129条の12第5項 昭和56年6月1日） 平12建告第1424号第二号へ （令和6年4月1日）
5(1)	■交差部固定保護板	■交差部固定保護板の有無	■交差部固定保護板の取付又は改善	令129条の12第1項第一号 平12建告示第1417号第1第三号 （平成12年6月1日）
5(2)	■転落防止柵	■ハンドレールと転落防止柵とのすき間	■ハンドレールと転落防止柵とのすき間の調整（160mm～200mm）	令129条の12第1項第一号 平12建告示第1417号第1第五号 （令和6年4月1日）
5(2)	■誘導柵	■ハンドレールと誘導柵のすき間	■ハンドレールと誘導柵のすき間の調整（160mm以上）	令129条の12第1項第一号 平12建告示第1417号第1第六号 （令和6年4月1日）
5(2)	■進入防止用仕切板	■外側板と進入防止用仕切板とのすき間 ■ハンドレールから仕切板までの距離	■外側板と進入防止用仕切板とのすき間の調整（110mm以下） ■ハンドレールから仕切板までの距離の調整（25mm以上）	令129条の12第1項第一号 平12建告示第1417号第1第七号 （令和6年4月1日）
5(4)	■踏段上直部の障害物	■踏段から鉛直方向の障害物	■踏段から鉛直方向の障害物の撤去（2100mm以上確保）	令129条の12第1項第一号 平12建告示第1417号第1第九号 （令和6年4月1日）
5(5)	■交差部可動警告板	■交差部可動警告板の状況	■交差部可動警告板の改善	令129条の12第1項第一号 平12建告示第1417号第1第四号 （令和6年4月1日）
5(7)	■登り防止用仕切板	■ハンドレールの下面から仕切板までの距離	■ハンドレールの仮面から仕切板までの距離の調整（25mm以上）	令129条の12第1項第一号 平12建告示第1417号第1第八号 （令和6年4月1日）

小荷物専用昇降機　検査結果表No.欄に示す番号は小荷物専用昇降機の検査項目の番号を示しています。

検査結果表No.	検　査　項　目	既存不適格事項	改善する場合の対応	根　拠　法　令（施行年月日）
4(1)	■昇降路における壁又は囲い	■ 点検口の自動閉鎖及び施錠	■昇降路壁1.8m以下に設けた点検口を自動閉鎖及び施錠装置付に改善	平20国告示第1446号第一号ニ （平成24年6月7日）
4(2)	■出し入れ口のの戸及び出し入れ口枠 （戸相互及び戸出し入れ口枠とのすき間の状況）	■昇降路の出し入れ口の戸と出し入れ口枠のすき間が6mmを超える	■昇降路の出し入れ口の戸と出し入れ口枠のすき間が6mm以下 （上げ戸・上下戸2mm以下、2枚戸が重なり合う戸の隙間6mm以下）に改善	平20国告示第1446号第七号 （平成21年9月28日）
4(6)	■ドアロック	■ ドアロック装置 （フロアータイプのみ）	■ドアロック装置の取付	令129条の13第四号 （平成12年6月1日）

一般社団法人　千葉県昇降機等検査協議会(令和6年6月21日現在)

・段差解消機

検査結果表No.欄に示す番号は段差解消機、＊印はいす式階段昇降機の検査項目の番号を示す。

検査結果表No.	検査項目（検査事項）	既存不適格事項	改善措置の内容	根拠法令（施行年月日）
1(4) *1(10)	■駆動方式（油圧式以外）	■主索（鎖）が（平25国告第1047号に）適合しない ■ 横架材、止め金具が（平25国告第1047号に）適合しない	■主索（鎖）の（平25国告第1047号に）改善 ■横架材、止め金具の（平25国告第1047号に）改善	平25国告第1047号 （平成26年4月1日）
	（主索の径の状況、昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況）			
	■駆動方式（油圧式以外）	■ 巻胴式における主索（鎖）の緩み検出装置なし ■鎖の緩み検出装置なし （＊1(10)のみ対象）	■巻胴式における主索（鎖）の緩み検出装置の改善 ■鎖の緩み検出装置の改善	令第129条の10第2項 （昭和57年12月1日） 平12建告第1423号第2第七号（巻胴式） 平12建告第1423号第7第二号 （昭和34年1月1日）
	（巻胴式における主索の緩み検出装置の作動の状況、鎖の緩み検出装置の状況）			
＊1(9)	■駆動方式 （鎖(チェーン)の摩耗状況）	■鎖(チェーン)が（平25国告第1047号に）適合しない	■鎖の（平25国告第1047号に）改善	平25国告第1047号 （平成26年4月1日）
＊2(2)	■いす操作盤のボタン等及び操作レバー（作動の状況）	■ 操縦機がかごを停止させる状態に自動的に復しない	■操縦機がかごを停止させる状態に自動的に復する装置に改善	平12建告第1413号第1第十号イ 平12建告第1423号第7第一号 （平成21年9月28日）
2(11)	■高圧ゴムホース	■高圧ゴムホースが（平25国告第1047号に）適合しない	■高圧ゴムホースの（平25国告第1047号に改善	平25国告第1047号 （平成26年4月1日）
	（油漏れ及び損傷の状況（高圧ゴムホース）			
2(12)	■圧力配管（取付けの状況）	■ 圧力配管が（平25国告第1047号に）適合しない	■圧力配管の（平25国告第1047号に）改善	平25国告第1047号 （平成26年4月1日）
2(14)	■プランジャー（取付けの状況）	■ プランジャーが（平25国告第1047号に）適合しない	■プランジャーの（平25国告第1047号に）改善	平25国告第1047号 （平成26年4月1日）
2(16)	■シリンダー（取付けの状況）	■ シリンダーが（平25国告第1047号に）適合しない	■シリンダーの（平25国告第1047号に改善	平25国告第1047号 （平成26年4月1日）
2(17)	■主索又は鎖	■ 主索が（平25国告第1047号に）適合しない	■主索の（平25国告第1047号に）改善	平25国告第1047号 （平成26年4月1日）
	（主索の径の状況（油圧式））			
2(20)	■主索又は鎖の取付け部	■ 横架材、止め金具が（平25国告第1047号に）適合しない	■横架材、止め金具の（平25国告第1047号に）改善	平25国告第1047号 （平成26年4月1日）
	（昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況（油圧式））			
2(21)	■主索又は鎖の緩み検出装置	■ 主索（鎖）の緩み検出装置なし	■主索（鎖）の緩み検出装置の取付	令第129条の10第2項 （昭和57年12月1日） 平12建告第1423号第6第四号 （昭和34年1月1日）
	（間接式エレにおける主索（鎖）の緩み検出装置の作動の状況）			
＊3(3)	■ガイドレール及びレールブラケット （取付けの状況）	■ ガイドレール及びレールブラケットが（平25国告第1047号に）適合しない	■ガイドレール及びレールブラケットの（平25国告第1047号に）改善	平25国告第1047号第一号、第二号、第三号 （平成26年4月1日）
3(7) *1(16) *3(7)	■耐震対策 （駆動装置の耐震対策）	■ ロープガード等なし 又は寸法が基準を満たしていない ■ 駆動装置の転倒移動防止なし ■ 制御器の転倒移動防止なし ■ マシンビームが（平25国告第1047号に）適合しない	■ロープガード等なし又は寸法の改善 ■機器の転倒防止、移動防止の改善 ■マシンビームの（平25国告第1047号に）改善	令第129条の4第3項第四号 令第129条の8第1項 （昭和56年6月1日） 平20国告第1295号 平20国告第1498号 平21国告第703号 （平成21年9月28日） 平25国告第1047号 （平成26年4月1日） 平25国告第1047号 （平成21年9月28日）
	（機械室機器の転倒、移動防止対策、ロープガード等の状況）			
3(7) *3(7)	■耐震対策	■ ガイドレールとのかかりが不足 ■ 突出物への保護装置なし	■ガイドレールとのかかり代の改善 ■突出物への保護装置取付けの改善	令第129条の4第3項第三号 令第129条の7第五号 （昭和56年6月1日） 平20国告第1494号 平20国告第1295号 （平成21年9月28日）
	（ガイドレールとのかかりの状況、突出物の状況）			

検査結果表No.	検査項目（検査事項）	既存不適格事項	改善措置の内容	根拠法令（施行年月日）
4(1)	■かごの壁又は囲い、天井及び床	■ 高さ65cm以上の丈夫な壁又は囲いがない（1人乗り） ■高さ1m以上の丈夫な壁又は囲いがない（1人乗り以外）	■高さ65cm以上の丈夫な壁又は囲いの改善 ■高さ1m以上の丈夫な壁又は囲いの改善	平12建告第1413号第1第九号イ（1） （平成21年9月28日） （平成30年4月1日）
	（かごの構造及び設置の状況）			
4(2)	■かごの戸又は可動式の手すり	■ 出入口に、戸又は可動式の手すりがない	■出入口に、戸又は可動式の手すりの改善	平12建告第1413号第1第九号イ（2） （平成21年9月28日） （平成30年4月1日）
	（かごの戸又は可動式の手すりの設置の状況）			
4(3)	■かごの戸又は可動式の手すりのスイッチ	■ 出入口に、戸又は可動式の手すりスイッチがない	■ 出入口に、戸又は可動式の手すりスイッチの設置	平12建告第1413号第1第九号ハ （平成21年9月28日） （平成30年4月1日）
4（8）	■用途・積載量及び最大定員の標識	■用途・積載量及び最大定員を明示した標識がない	■用途・積載量及び最大定員を明示した標識の取付	平12建告第1413号第1第九号イ（3） （平成21年9月28日） （平成30年4月1日）
4（9）	■車止め[車止めがある段差解消機のみ対象] （車止めの取付の状況）	■車止めの機能が適切でない	■車止めの機能の改善	平12建告第1413号第1第九号イ（1） （平成21年9月28日） （平成30年4月1日）
4(10)	■かごの床先と出入口の床先との水平距離	■出入口の床先とかごの床先との距離（4cmを超える）	■出入口の床先とかごの床先との距離の改善	平12建告第1413号第1第九号ロ （平成21年9月28日）
	（かごの床先と出入口の床先とのすき間の状況（出入口床先とかご床先4cm以下））			
4(12) ＊1(13)	■かごのガイドシュー等（取付けの状況）	■ ガイドシュー等が（平25国告第1047号に）適合しない	■ガイドシュー等の（平25国告第1047号に）改善	平25国告第1047号第一号 （平成26年4月1日）
5（2）	■乗り場の戸又は可動式の手すりスイッチ	■乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチの作動が適切でない	■乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチの改善	平12建告第1413号第1第九号ハ （平成21年9月28日） （平成30年4月1日）
5(5)	■乗り場の戸又は可動式の手すり	■乗り場の戸又は可動式の手すりがない	■乗り場の戸又は可動式の手すりの設置	平12建告第1413号第1第九号ロ（1） （平成21年9月28日）
	（乗り場の戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況）			
5(8)	■昇降路側壁等の囲い	■ 壁囲いの構造等及び挟まれ防止措置なし又は挟まれ時の停止装置なし	■壁囲い（1.8m以上）の設置及び挟まれ防止措置又は挟まれ時に昇降を停止する装置の設置	平12建告第1413号第1第九号ロ（1） （平成21年9月28日）
	（昇降路側壁等の囲いの構造及び設置の状況）			
5(9)	■ガイドレール及びレールブラケット（取付けの状況）	■ ガイドレール及びレールブラケットが（平25国告第1047号に）適合しない	■ガイドレール及びレールブラケットの（平25国第1047号に）改善	平25国告第1047号第一号、第二号、第三号 （平成26年4月1日）

一般社団法人　千葉県昇降機等検査協議会（令和6年6月21日現在）

別添1様式　主索、鎖及びブレーキパッドの写真（A4）

昇　降　機

主索又は鎖	検　査　結　果
最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号（　　）	□ 要是正 □ 要重点点検 □ 指摘なし

もっとも**摩損が多い**主索又は鎖の番号、摩損が無ければ摩耗した主索又は鎖の写真を添付し、その番号を記入すること。また、赤錆色がある場合には別添1－2用紙を追加の上写真添付とする。

最も摩損の進んだ部分（谷部が赤錆色に見える部分）を撮影した主索又は鎖の写真添付

特記事項

「最も摩耗した主索は「曲げ回数が多い箇所」等と添付した写真の箇所を記載する。

ブレーキパッド	検　査　結　果
ブレーキパッドの取付位置 ~~□右 □左~~	□ 要是正 □ 要重点点検 □ 指摘なし

写真の部分が右側のブレーキか左側のブレーキかわかるようにレ点を入れる。クラッチ式で左右が無い場合は抹消線で消すとともに特記事項欄にクラッチ式と記入すること。

最も摩損の進んだ部分を撮影したブレーキパッドの写真添付

特記事項

クラッチ式

（注意）　＜撮影にあたっては、現場名、撮影日、及び撮影箇所等の表示を入れて撮影したものとする。＞

① この書類は、主索、鎖及びブレーキパッドについて作成すること。

② 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、要重点点検の指摘があった場合は「要重点点検」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを記入すること。

③ ブレーキパッドにおいて、同一昇降機内に複数あるものについては、最も摩損したものの写真を貼付し、パッドの取付位置について、該当するチェックボックスに「レ」マークを記入すること。

④ 写真は、主索、鎖及びブレーキパッドの**摩損状況**が確認できるように撮影したものを添付すること。

別添2様式　関係写真（A4）

昇　降　機

部位	番号	検査項目・検査事項	検査結果
			□ 要是正 □ 要重点点検 □ その他

写真添付	特記事項

部位	番号	検査項目・検査事項	検査結果
			□ 要是正 □ 要重点点検 □ その他

写真添付	特記事項

（注意）

① この書類は、主索、鎖及びブレーキパッドを除く、検査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目又は「要重点点検」の項目について作成すること。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成すること。「要是正」及び「要重点点検」の項目がない場合は、この書類は省略してもよい。

② 「部位」欄の「番号」、「検査項目・検査事項」は、それぞれ検査結果表の番号、検査項目、検査事項に対応したものを記入すること。

③ 「検査結果」欄は、検査結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、要重点点検の指摘があった場合は「要重点点検」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを記入すること。

④ **写真は、当該部位の外観の状態が確認できるように撮影したものを添付すること。**

別記（A4）

整理番号			－		－			－		－					（　　号機　）

検査結果表

（遊戯施設）

当該検査に関与した検査者		氏　名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

遊戯施設番号	

番号	検査項目				検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
1	**構造部分**								
(1)	地盤								
(2)	基礎								
(3)	道床								
(4)	基礎と構造物を定着させる部分		設置時厚さ（　　mm）現在厚さ（　　mm）	%					
(5)	構造物	構造部材	設置時厚さ（　　mm）現在厚さ（　　mm）	%					
		補助部材	設置時厚さ（　　mm）現在厚さ（　　mm）	%					
(6)	舞台及び床								
(7)	屋根及び天井								
2	**軌道部分**								
(1)	軌条、軌道、水路及び滑走路	腐食部分	設置時厚さ（　　mm）　現在厚さ（　　mm）	%					
		摩耗部分（形鋼軌条・鋼管軌条・鋼板軌条・鋼板水路・金属製滑走路）	設置時厚さ（　　mm）　現在厚さ（　　mm）	%					
		滑走路　（ソフトマット・繊維強化プラスチック・金属・コンクリート）							
(2)	支持部材		設置時厚さ　　mm,現在厚さ　　mm	%					
3	**駆動装置及び伝導装置**								
(1)	電動機及び制動機		制動片の残存厚み イ. 製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するもの 要重点点検となる基準値（　　mm） 要是正となる基準値（　　mm） ロ. 製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないもの 要重点点検となる基準（　　） 要是正となる基準（　　） ハ.製造者が検査方法を指定していないもの 前回の定期検査時　（右　　mm） （左　　mm）	右　　mm 左　　mm					
(2)	軸継手								
(3)	減速機		設置時厚さ（　　mm）　現在厚さ（　　mm）						
(4)	伝動装置								
(5)	軸及び軸受装置								
(6)	駆動用歯車装置		設置時厚さ（　　mm）　現在厚さ（　　mm）						

「整理番号」欄
- 報告書の第一面記載のものと同じ整理番号及び号機を記入すること。

「当該検査に関与した検査者」及び「その他の検査者」欄
- 定期検査報告書第二面3欄に記入した検査者について記入すること。
- 当該遊戯施設の検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は空欄にしておくこと。

[検査者番号」欄
- 検査者を特定できる番号、記号等を記入すること。

「既存不適格」欄
- 「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入すること。

「担当検査者番号」欄
- 「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入すること。ただし、当該遊戯施設の検査者が1人の場合は、空欄にしておくこと。

「設置時厚さ」欄
- 設計図書等により確認した新設時の厚さを記入すること。

「現在厚さ」欄
- 検査で測定した厚さを記入すること。
- 現在厚さの設置時厚さに対する比率を右欄「%」に記入すること。

「腐食部分」欄
「摩耗部分」及び
「滑走路」 欄
- 「現在厚さ」には、腐食部分を除去した後に測定した厚さを記入のこと。
- 該当するレールの型式を○で囲むこと。
- 「設置時厚さ」には、設計図等で確認した新設時の厚さを記入のこと。
- 「現在厚さ」には、検査で測定した厚さを記入のこと。

「支持部材」欄
- 「設置時厚さ」には設計図書等により確認した新設時の厚さを記入すること。
- 「現在厚さ」には検査で測定した厚さを記入すること。
- 現在厚さの設置時厚さに対する比率を右欄「%」に記入すること。

「制動片の残存厚み」欄
- 製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するものは、「イ. 」を○で囲むこと。
- 要重点点検(基準が定められていない場合は、(　㎜)内に「－」を記入すること。
- 「イ.」に該当しないものは「ロ. 」を○で囲んだ上で、要重点点検及び要是正となる基準を記入すること。
- 製造者が指定していないものにあっては、「ハ. 」を○で囲んで、前回定期検査時に測定した厚みを記入すること。
- 初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、(　㎜)内に「－」を記入すること。
- 今回の定期検査で測定した厚みを右欄「右　㎜」・「左　㎜」に記入すること。

「設置時厚さ」欄
- 設計図書等により確認した新設時の厚さ、「現在厚さ」欄は今回の定期検査で測定した厚さを記入すること。

「駆動車輪装置」欄
- 鋼製、ライニング、空気入りタイヤ、ソリッドタイヤのうち該当しない車輪を取消線－で抹消すること。
- 製造者設計の基準値がある場合はその値を記入すること。
- 鋼製車輪について製造者設計基準値がない場合は、設置時の直径の2.5%または、6㎜のうち、いずれか小さい値を記入すること。

(7)	駆動車輪装置	鋼製・ライニング・溝無しソリッドタイヤ・溝付きタイヤ・空気入りタイヤ	基準値(　　mm)　現在値(　　mm)	%					
			設置時溝深さ(　　mm)現在溝深さ(　　mm)	%					
			基準空気圧(　　kPa)現在空気圧(　　kPa)	%					
4	**巻上装置**								
(1)	チェーンコンベア巻上装置	巻上用チェーン	軸直径測定 設置時直径(　　mm)現在直径(　　mm)	%					
			リンク孔直径測定 設置時直径(　　mm)現在直径(　　mm)	%					
			リンク板厚さ測定 設置時厚さ(　　mm)現在厚さ(　　mm)	%					
			リンク板幅測定 設置時幅(　　mm)現在幅(　　mm)	%					
			伸び率測定　　(　　リンク) 設置時長さ(　　mm)現在長さ(　　mm)	%					
		スプロケット	設置時幅(　　mm)現在幅(　　mm)	%					
(2)	ベルトコンベア巻上装置								
(3)	ワイヤーロープ巻上装置	主索	径　最も摩耗した主索の番号(　　) 未摩耗直径(　　mm)　直径(　　mm)	%					
			素線切れ 最も摩損した主索の番号(　　) 該当する遊戯施設素線切れ判定基準(　　)	1よりピッチ内素線切れ数 本					
			素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本					
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号(　　) 未摩耗直径(　　mm)直径(　　mm)	%					
			主索本数(　　本) 要重点点検の主索番号(　　) 要是正の主索番号(　　)						
(4)	緊張装置								
(5)	釣合いおもり								
5	**安全装置**								
(1)	非常止め装置								
(2)	緩衝装置								
(3)	乗物逆行防止装置								
(4)	乗物急激降下防止装置								
(5)	制動装置	ブレーキ	ブレーキライニングの残存厚み イ. 製造者が指定しているもの 要重点点検となる基準値(　　mm) 要是正となる基準値(　　mm) ロ. 製造者が指定していないもの 設置時厚さ　(右　　mm) (左　　mm)	ブレーキライニング 右　　mm 左　　mm					
			制動板の残存厚み イ. 製造者が指定しているもの 要重点点検となる基準値(　　mm) 要是正となる基準値(　　mm) ロ. 製造者が指定していないもの 設置時厚さ　(　　mm)	制動板 mm					

「設置時溝深さ」欄
- 新品時の溝深さを記入すること。「現在溝深さ」検査で測定した溝深さを記入。
- 今回の定期検査で測定した値をに記入すること。
- 現在値の基準値、設置時溝深さに対する割合をそれぞれ右欄「%」に記入すること。

「基準空気圧」欄
- 製造者設計基準値がある場合はその値を記入すること。
- 製造者設計基準値がない場合は350kPaと記入すること。

「軸直径測定」、「ﾘﾝｸ孔直径測定」、「ﾘﾝｸ板厚さ測定」、及び「伸び率測定」
- 設置時直径、厚さ及び長さは、設計図書等により確認した新設時の値をそれぞれ記入すること。
- 現在直径、厚さ及び長さは、今回の定期検査で測定した値を記入すること。
- 現在値の設置時の値に対する比率を右欄「%」に記入すること。

(　　ﾘﾝｸ)
- 測定したリンク数を記入すること。

ｽﾌﾟﾛｹｯﾄ「設置時幅」
- 設計図書等により確認した新設時の幅を記入すること。
- 現在値の設置時の値に対する比率を右欄「%」に記入すること。

「径」欄　　番号(　　)
- 最も摩耗した主索の番号を記入すること。
- 綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径と最も摩耗の進んだ部分の直径を記入すること。
- 最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する比率を右欄「%」に記入すること。

「素線切れ」欄
- 最も摩損した主索番号を記入すること。
- 素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当しないものを取消線－で抹消すること。

「1よりピッチ内素線切れ数」欄
- 1ピッチ内で最も素線切れが多い素線切れ数を記入すること。
- 1ピッチ内で最も破断が多い1構成よりの破断数を記入すること。

「1構成より1ピッチ内最大素線切れ数」欄
- 主索の本数を記入すること。
- 該当する全ての主索番号を記入すること

「錆びた部分」
- 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入のこと
- 錆びた部分と綱車にかからない摩耗していない部分の直径を記入のこと。
- 右欄には赤錆部分の直径と摩耗していない部分の直径の割合を記入のこと。

「制動装置」の「ブレーキ」
- ブレーキライニング・制動板（以下「ブレーキライニング等」という。）について
- 製造者が指定しているもの
  「イ. 」を○で囲んだ上で、要重点及び要是正となる残存厚みの基準値を記入してください。
- 製造者が指定していないもの
  「ﾛ.」を○で囲んだ上で、新設時の厚みを記入してください。

- 右欄に検査で測定したブレーキライニング・制動板の残存厚みを記入してください。

(6)	追突防止装置								
(7)	水位検出装置								
6	**乗物関係**								
(1)	乗物								
(2)	客席部取付装置	丸鋼、リンクチェーン等	径　最も摩耗した丸鋼、リンクチェーン等の番号(　　) 未摩耗直径(　mm)　直径(　mm)	%					
			丸鋼、リンクチェーン等本数(　　本) 要重点点検の丸鋼、リンクチェーン等の番号(　　) 要是正の丸鋼、リンクチェーン等の番号(　　)						
		ワイヤーロープ	径　最も摩耗したワイヤロープの番号(　　) 未摩耗直径(　mm)　直径(　mm)	%					
			素線切れ 最も摩損したワイヤーロープの番号(　　) 該当する遊戯施設素線切れ判定基準(　　) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本					
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 ワイヤーロープの番号(　　) 未摩耗直径(　mm)直径(　mm)	%					
			ワイヤーロープ本数(　　本) 要重点点検のワイヤーロープの番号(　　) 要是正のワイヤーロープの番号(　　)						
(3)	走行台車	探傷試験	種類　超音波・磁粉・浸透液 実施年月日　年　月　日						
		台車先端軸	基準値(　mm)現在値(　mm)						
		台車中心軸	基準値(　mm)現在値(　mm)						
(4)	車輪装置	鋼製・ライニング・溝なしソリッドタイヤ・溝付きタイヤ・空気入りタイヤ)	基準値(　mm)現在値(　mm)	%					
			設置時溝深さ(　mm)現在溝深さ(　mm)	%					
			基準空気圧(　kpa)現在空気圧(kpa)	%					
		探傷試験	種類　超音波・磁粉・浸透液 実施年月日　年　月　日						
		主車輪軸	基準値(　mm)　現在値(　mm)						
		側車輪軸	基準値(　mm)　現在値(　mm)						
		受車輪軸	基準値(　mm)　現在値(　mm)						
(5)	乗物引上げ金具								
(6)	車両連結器		基準値(　mm)　現在値(　mm)						
7	**ガイドシュー等**								
(1)	ガイドシュー等　(ガイドローラーを除く。)								
(2)	ガイドローラー	鋼製・ライニング・溝無しソリッドタイヤ・溝付きタイヤ・空気入りタイヤ	基準値(　mm)現在値(　mm)	%					
			設置時溝深さ(　mm)現在溝深さ(　mm)	%					
			基準空気圧(　kpa)現在空気圧(kpa)	%					
(3)	ガイドレール及びレールブラケット								
(4)	ガイドシュー等とガイドレールの接合部								
(5)	ガイドロープ		径　最も摩耗したガイドロープの番号(　) 未摩耗直径(　mm)　直径(　mm)	%					
			素線切れ 最も摩損したガイドロープの番号(　　) 該当する遊戯施設素線切れ判定基準(　　) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本					

「径」欄

- 最も摩耗した丸鋼、ﾘﾝｸﾁｪｰﾝ及びﾜｲﾔｰﾛｰﾌﾟの番号を番号(　　)に記入すること。
- 最も摩耗した部分の直径と摩耗していない部分の直径を記入すること。
- 右欄には最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径の比率を記入すること。

「錆びた部分」

- 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入のこと
- 錆びた部分と綱車にかからない摩耗していない部分の直径を記入のこと。
- 右欄には赤錆部分の直径と摩耗していない部分の直径の割合を記入のこと。

「種類」欄

- 該当しないものを取消線一で抹消すること。
- 試験を実施した日を記入し、試験に日数を要した場合は最終日を記入すること。
- 探傷試験結果の概要が分かる資料を添付すること。

「基準値」欄

- 製造設計者の基準値がある場合はその数値を記入すること。
- 基準値がない場合は、ころがり軸受けで軸が回転するときは0．03mm、転がり軸受けが回転しない場合は軸の直系の200分の1又は0．2mmのうちいずれか小さい値、すべり軸受けのときは軸の直径の200分の1の値を記入すること。

「現在値」欄

- 軸と軸受けのすき間を測定した値を記入すること。
- 複数ある場合は最も摩耗が進行しているものを記入すること。

(5)	ガイドロープ		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 ガイドロープの番号(　　) 未摩耗直径(　　㎜)直径(　　㎜)	%					
			ガイドロープ本数(　　本) 要重点点検のガイドロープの番号(　　) 要是正のガイドロープの番号(　　)						
8	**油圧装置、空圧装置及び揚水装置**								
(1)	油圧装置								
(2)	空圧装置								
(3)	揚水装置								
(4)	アクチュエーター								
(5)	離脱防止装置								
(6)	配管及び耐震対策								
(7)	油圧ゴムホース								
9	**電気設備**								
(1)	受電盤、制御盤及び操作盤	絶縁	電動機主回路(300V以下・300V超)	MΩ					
			制御回路(150V以下・150V超)	MΩ					
			信号回路(150V以下・150V超)	MΩ					
			照明回路(150V以下・150V超)	MΩ					
		接地	動力回路(300V以下・300V超)	Ω					
			照明回路(300V以下・300V超)	Ω					
(2)	電圧計、電流計及び表示灯								
(3)	配電線及び配管	接地	基準抵抗値　　Ω	Ω					
(4)	避雷設備	接地	基準抵抗値　10Ω	Ω					
(5)	照明電飾								
(6)	給電線及び集電装置		給電線	基準値(　　㎜)　現在値(　　㎜)					
			集電子	基準値(　　㎜)　現在値(　　㎜)					
(7)	リミットスイッチ及びセンサー								
(8)	非常停止ボタン								
10	**その他の設備**								
(1)	乗降場及びスタート台								
(2)	着水部								
(3)	点検用歩廊								
(4)	安全柵								
(5)	運転室								
(6)	機械室								
(7)	放送設備及び信号装置								
(8)	定員及び注意事項の表示								
(9)	風速計								
(10)	非常救出装置								
(11)	装飾物								
11	**上記以外の検査項目**								

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

「錆びた部分」

- 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入のこと
- 錆びた部分と綱車にかからない摩耗していない部分の直径を記入のこと。
- 右欄には赤錆部分の直径と摩耗していない部分の直径の割合を記入のこと。

「絶縁」・「接地」欄

- 該当しないものを取消線一で抹消すること。
- 今回の定期検査で測定した抵抗値を値を右欄「 MΩ」に記入すること。

「接地」欄

- 右欄に検査で測定した抵抗値を記入のこと。

「給電線及び
集電装置」欄

- 製造者設計基準摩耗がある場合その値を記すること。
- 製造者設計基準がある場合は給電線は設置時の30％の値を、集電器は設置時の厚みの50％の値を記入すること。

※「ウォータースライド」の場合は、次の項目を抜粋して作成すること。

1. 構造部分
2. 起動部分
3. 駆動装置及び伝導装置
5. 安全装置
7. 油圧装置、空圧装置及び揚水装置
8. 電気設備
9. その他の設備

「特記事項」欄

- 検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合でも特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかな場合は、「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかな場合は当該予定年月を（　）書きで記入すること。

別添様式　関係写真(A4)

整理番号			−		−			−		−					(　　号機　)

遊戯施設

部位	番号	検査項目・検査事項	検査結果
			□ 要是正 □ 要重点点検 □ その他

写真添付	特記事項

部位	番号	検査項目・検査事項	検査結果
			□ 要是正 □ 要重点点検 □ その他

写真添付	特記事項

(注意)

① 最上段の「整理番号」欄は、報告書の第一面記載のものと同じ整理番号及び号機を記入すること。

② 検査の結果「要是正」又は「要重点点検」の項目について作成すること。又、「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成すること。

③ 「要是正」及び「要重点点検」の項目がない場合は、この書類は不要。

④ 「部位」欄の「番号」、「検査項目・検査事項」は、それぞれ検査結果表の番号、検査項目、検査事項に対応したものを記入すること。

⑤ 「検査結果」欄は、検査結果「要是正の指摘あり」の場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「要重点点検の指摘あり」の場合は「要重点点検」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを記入すること。

⑥ 写真は、当該部位の外観の状態が確認できるように撮影したものを添付すること。

以　上